

80

75

70

65

60

55

50

負丈雜記

書札之部

九

ワ3

233

9



書札之部

書札の禮今世古風く古法ハ伊勢平藏貞文記

用うるすゝものあ實ハ仰

めをうへ

一 書れよ三色ん相應と云事ヨリ三色ん三眞也 文言と真ト

シテト文言と事と文字と真ヨリと正書と宛てと真ヨ

シテト宛ての書此三色の捺ムと三真相應と云捺ハ

相應よあくさく行叶も此心と用てお應よそ也

書狀明月記

云天福元年七月一日早且

宠等名字書載檀紙

右裏紙副書狀

以馬立奉二品云

玉章秘傳抄云立文二枚用

用五枚不用歟

貞文云書狀ヨルベ三紙五紙ナ

○まれ名云杉原一

玉章秘傳抄云立文二枚用

用五枚不用歟

貞文云書狀ヨルベ三紙五紙ナ

立文と云考

考立文と云考

考立文と云考

考立文と云考

其狀ノと解クもともうひよ左へおり又右へおりの

方へおもに檀紙ハ謹上書の時、等輩ハ

其と別紙と用進上

方へおもに檀紙ハ謹上書の時、等輩ハ

其と別紙と用進上

豎文ノ上下ヲ紙ヨリニテ結ソ取替捺ト云ナリ

書の時ハ上半進上也。友紙と用之友紙とい狀と同紙之又譯上進上と
書く極もハ封メアラシテす譯上を進上もくの狀より下せ
封メをソリげ書也表卷捨紙如左

洋上 原上野奴及 伊豫守吉春

ふじしゆ
まき記ス

こころりてゆ

玉章秘傳抄云普
通之立文上短下長

捺ナリ女房へ遣ス立

文ヲハ上長下短シ

上短

さうちうチア式のふそとちばけき

表紙ウガシ裏紙カヤカと

今時のもの無ハ以もり持ツ又、一表卷シタマツをもあー古の法とハ

大あり遙ナリ

うちのけやアリ

是ヨリホ四十七枚。

絵多アリ又多アリ

吉村

苗字ナリ

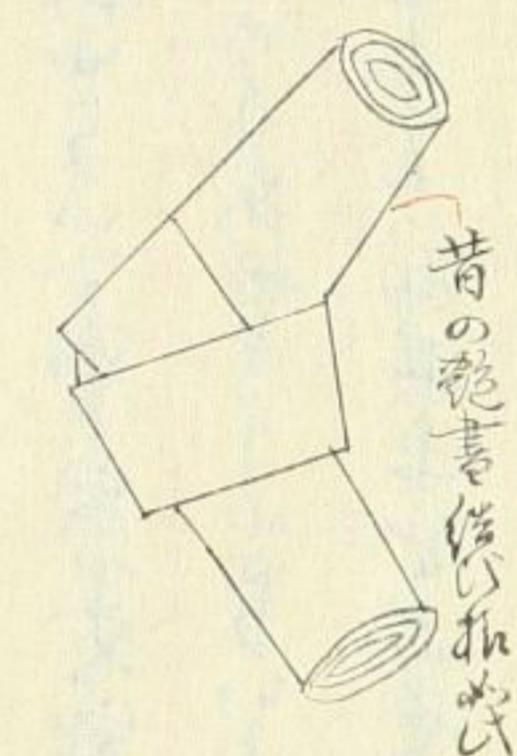
ミナリヒ

下長

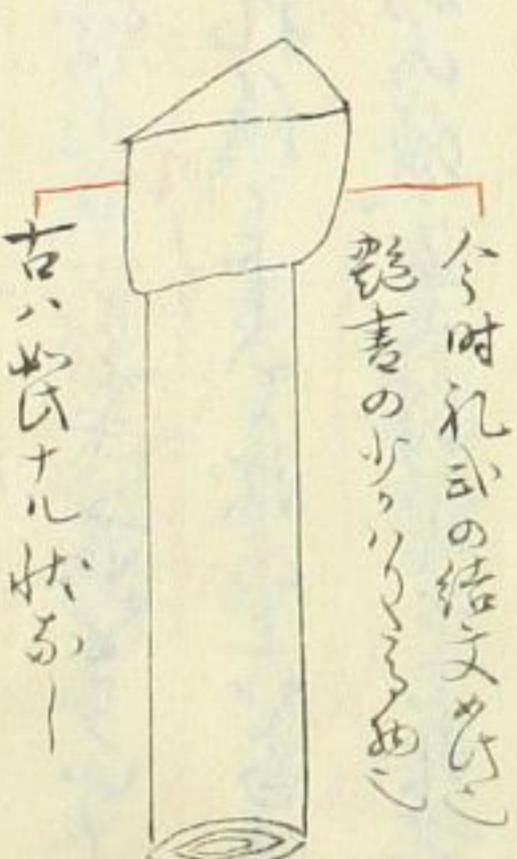
シタマツ

シタマツ

一 繕ハスいゆとちよテ昔ハ毎エニ艶書ふと、ハスいゆ也古男の裏向
乃被儀ヒキ、ハスいゆとちよテ前と、ハスいゆ腰文、腰文小文コシココフとちよテ也



昔の艶書の纏め紙



今時の纏め紙

一人の死シテ、ハスいゆ付ひのみをかきみり、ハスいゆをすゆの事常
聲シラフすか一聲シラフシヤウ、文言シウシヤウ愁傷シウシヤウを述シテ、猶又また遙シラフシヤウす
云文言シウシヤウと忌シテじと收シテ封シテの事シテと引シテぬとの形シテ也右ハ

歐美記見

古法也。當時ノ事中ニシテ猶は。とせぬ也。云々云々
あやまつ也。照付ハ人トシヤマツ。禮也。愁の時ヨハ人トシ
アキトシ法ハ昔より多き事也。又ハ其の多き事也。

一 書狀より、
文字と書く事より、正とらげと
友紙のうり、
禮紙より、端作、追言上又追研とあてて、
進上書、云々、
あやめり也ら、
と、
礼紙と書く事より、
状の上と白紙で
状と因、
筆記は見、古文追末セアリ、
ハ礼紙未く、
紙をうり、
毛筆をうり、
其上と上毛筆とて、
別の紙とて、
詔示と
書の時、
紙と書く事より、
文の文、腰文とらげ、
墨と書れ難い、
禮紙とて在り、立文、杉原一枚よ書く、
上一枚
礼紙とて、上巻横よ書きて、上下ともすり足り、
みのうり、
五紙三紙の礼
紙未記、
三ツ一ツに切て、書きて、
上巻、下巻、三ツ二つ、表裏
まれれ、前、云譲上未ツハ封せどして、
礼紙あり、
上巻、下巻、可書、
杉原よ詔示、
一枚よ書く、
一枚よ書く、
一枚よ書く、

一 腰文と云ふ今切封と云ふ也狀の上包の縁を細く打ち止の
腰文一枚書之文章アモ
ラ三枚カク
方ハたらあてもやみゆき不_トて候と申てありますと云々_ト
玉章秘書傳抄云
文封シ様紙ヲ細上カクより下カク迄カクアリテ之れトド_トリシモスナリ
切テ四五分計カク紙
分三右サニ_ト卷カクアリ
愈紙の端カク相當て
上サセヘ折上カクテ卓下カクヒモのすカクトメハ、不_トト_トアリテ_ト中_トリトモ
二返サシトシシテ封カク
紙下際ヨリ可_ト也トド_トリ_トよ面カクモ_ト背封事_ト事_ト別シタメハ可_ト印カクモ_ト候_ト也
切愈シ封事_ト封事_ト藝_ト
儀ナリ。貞丈云
愈紙ト_ト表卷カク
無紙ト_ト表卷カク
事_ト藝_ト儀_ト
キツトセヌ時カク
夏ナリ
このらアハニツツヤと切て_ト卷_トて_ト上_ト卷_トト_トく

切紙明月記云寛喜二年正月廿九日一昨日覺法印申出全見北院御室許御集昨今染老筆

即返上單三卷如切紙一行書一勺早速之由在御氣色云

小文ハ半切ノ捨

文也礼紙ハ半

斗ニ加レ上包ハ紙

半枚タテニシテ也兩面書ハ小文ハモーク折り書れ秘傳お云進上譯上

ナリ小文函内書ハ白紙一枚にて上を卷て其上と立文ヨリ此白

書ハ子ラスシテ

タ、折也

紙と礼紙と申セ小文ヨリ如此其時ハ礼紙ハ半切ノ包也

小文の卷ハ

切金を卷セ小文の時ハ礼紙ハ半切ノ包也

小文の卷ハ

紙一枚アリハ半切ノ包也上を用み半切ノ包也

小文の卷ハ

一 腰文の圖左のふと

腰文ハ常ノ

文通ナリ完

所モ亦判有無

宣名來ホ位ニ

ヨルヘシ

吉川六郎綱

吉久

名堂高上ルハヤヨナリ中やより上へ上

四ツヘ細ク折リ此下ヲ切端ニスルナリ

「は西タサシ又メハシ封ス」略

一 用エヘシ
此ノ分礼紙

腰文ノ礼紙上卷

二 分ツヘシ
此ノ分礼紙

腰文ノ礼紙上卷

三 分ツヘシ
此ノ分礼紙

腰文ノ礼紙上卷

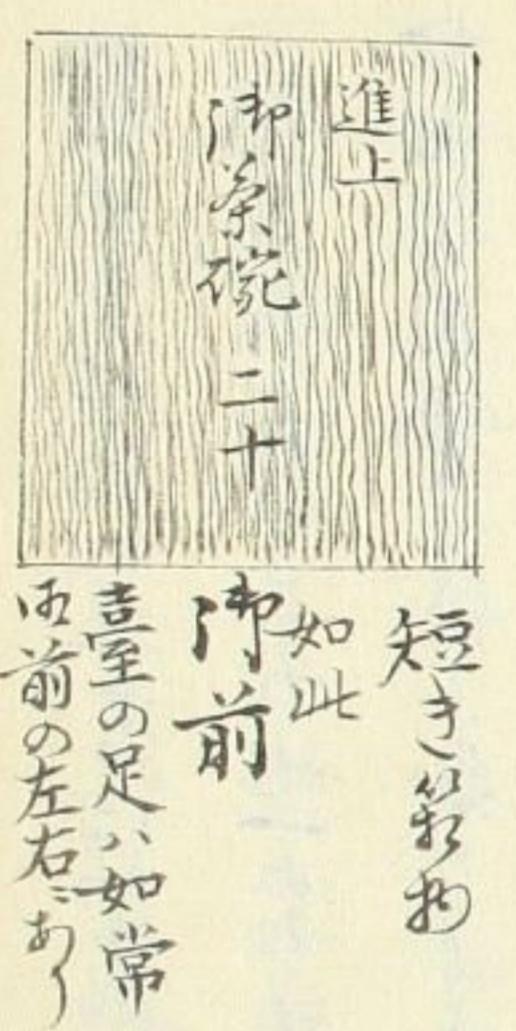
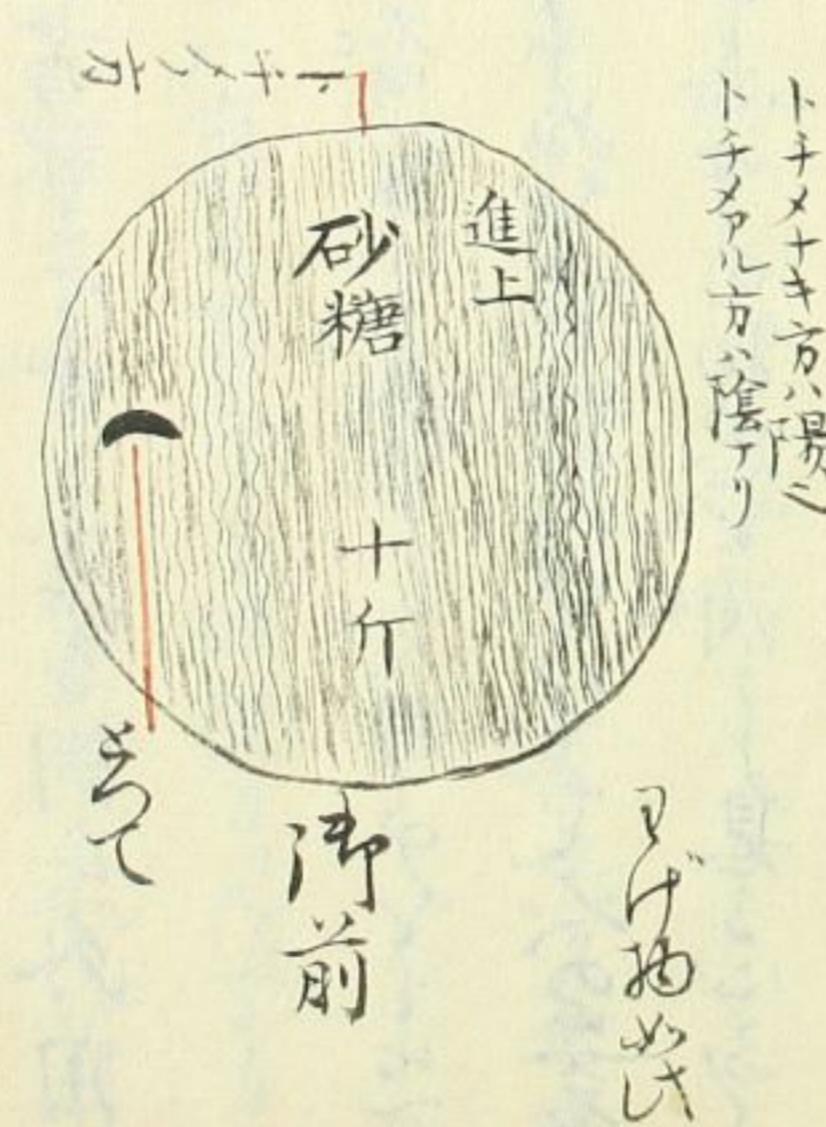
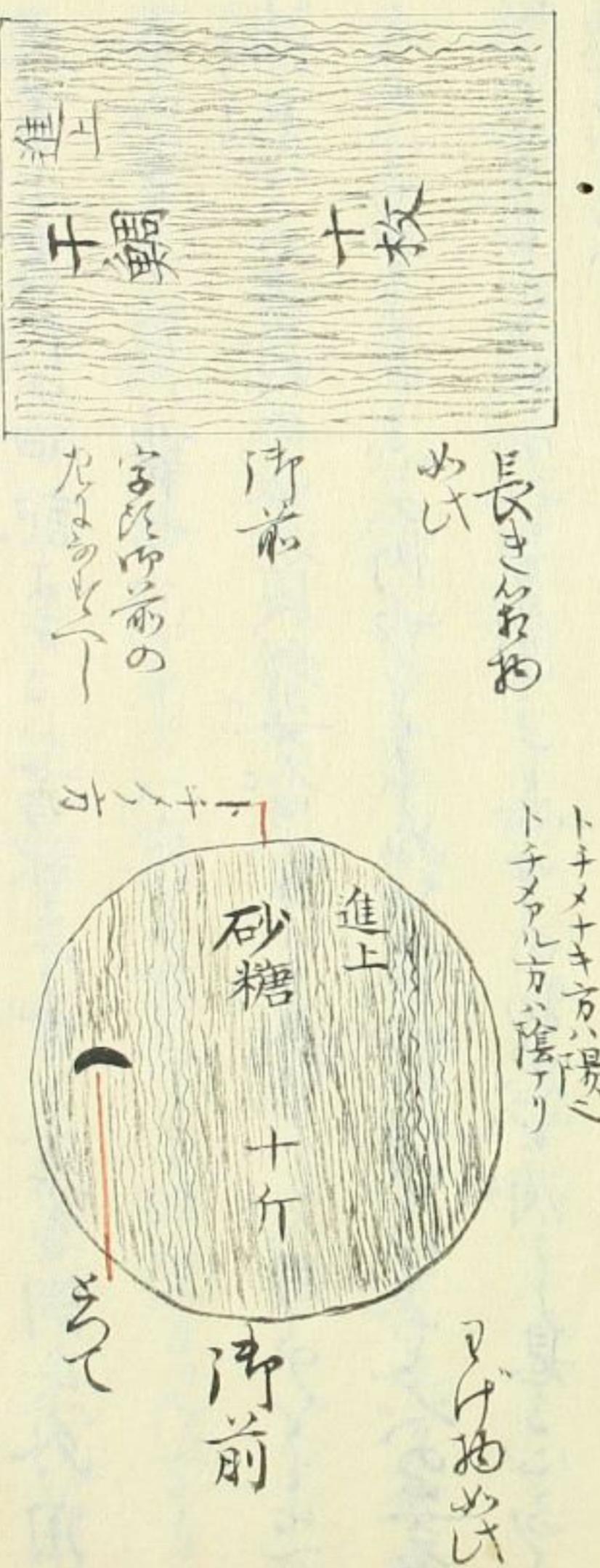
一 書狀の終ヨアリニシテ書くと文字をハ穴賢と書クハ
キミ其御字はて字心の吟味ノク昔より書多クモニ也
キニハ鳴呼喪と書也アリトアヒト云フ御古歌アリ
アリトアヒトアリトアヒトアリトアヒトアリトアヒト

云初あかハ穴の字、あくすゝこと、ハ裏のまことおき
あるやあか、こゝあ、おりあると云初也人とからもうや
まよ後也忌怪證々と書も因意也忌怪證々もおれ
ばえとりうどんじやあくえあか、こと云ハ上古
家と修ゆとあくす堵々穴とちうてひの内は便りうば
がとソ虫出でんとモーリモレ書狀はばりふーやと書き
穴モニシテ修て住てと云ふとてあか、こと書くと
云うは説用アズ是ハ穴賢と書くはてゆく
説や穴賢と書ハキヌアズモトモ吉モ用ひ事
左改ちて用き是の、よ限らずぬ窓ハあ登也案内ハ
左改ちて用き是の、よ限らずぬ窓ハあ登也案内ハ

按内也役名、執名也役を昔より窓の字案の字役の字と
用ひ、もくろれ、書改て、通用せぬ左古の用いあやりの
き用一言也

一 猿を入れる事は上書しよハア、ノ板の木目と堅立てて
書ア横アて書ハ昌じ事也獄門のれ、横板アて
其罪科を書くを文字書くも、披露も主人のも
あら候よ立くねえどもさき翁およ壁ねよまうと翁と
横よ立く、字はど、主人の左の方よあして立也今时ハ半痴
翁と初うて何翁をも横板アて上書しよハ左案翁
うなを堅横よ書く左寔ハ貞衡ノ口傳シ

一
ヨゲアヨヘタキハトトウトマシヨーハの有ホ我だ
ヨテ堅板ヨ文字ト書ヒトトトウト字シヨモトタクノ
方トトウト向ナ法されど也反ト左ムスムハシモ
持ト右の方トトトキタセモ先モ負衡の口傳セ今ノ
世ヨハミシテトトトウカノ方トトモ横板ヨ書ル古法ヨ



臺の足ハ如常
西前の左右あり

如け後ヨ堅板ヨ書ヘトトトウト若
ヨゲアヨ足ト重ニ生ハズモゲアヨ
赤体ヨリ、ふき事セ也別ヨモシタヨ
物ヨ合テ臺ト作レサシキ

短ナカホカ
如前

和茶碗
二十

進上

箱ゆきげぬの上書に一箱と書又一曲と書くと今世上小
ちやらこあやまつり也一筆とすと一筆ひあれもす也
一曲も因意こゆゝ歳ツとモ入るゝ物の数と書き事う
一般文字換文字のみ言語の部記見合

一文書と書れの旧記又有書状とせし誓詞を外用
事の書きあひ事也

一消息と書れのすや人の安否と按一又用すと之の
人よほすて心の内やまくぬと書物とばげて人の安否
とをゆすと用すとももて心中の物思を消へ息す心す
歎書かふべ
歎書かふべ

一書とゆよ一行と一書と二條多く書くはの事也一條の
時ハ一書ハせぬゆ也目錄をも同一

一以上と書く是もケ條多く書くはの事也一ヶ条の
時ハ以上と書く物也目錄をも同一事也

一考人よすり狀又旨趣とハ真よ書くと旧記よすり
真よハ文字とやりすと正字よ書く事也すとハ岩刀
一腰は御よしずと御太刀一腰がどの御よ書く事也御太
刀一腰は御よ書くは非と云ひと今之世と御太刀
一腰此御よ書くは世上一統よ非と云ひと今之世と御太刀
一腰も狀すと今も一筆啓上仕候け射よ書く事もなし

柳

今當世六様の上一
ヨリと底四種多
品と考へ吉法
様上字ナキ事
每ニ在内五多
面と考へる事
もやうや不可用
柳様在内五多
夫ナラハ相ノ本ノ第
入名西ハ相の事と
夫キ此笑ヘ也一
又様諸白をも未だ
きよと考へ吉法と年
二別

花押字
草名
花押
草名
二別
右五品ノ事未委シク
記ス(是ヨリキセ
枝木ナリ)

判と曰はる事、今の書判也今ハ下の事とも判と云左
書判官判と云祖あり書判ハ本名とハ花押と押字を
云也か式ハ實名の二字と一合も草名とも云也二合と云ハ實
名の二字と一合に合てゆる事也草名と云ハ實名と云も
ゆれども別様形と仰ぐる判、判の上に實名と二字と
やりて仰る事也云々巴判の上に實名と書ざる事
書道左式ハ實名の二字と判よりて判の上に實名不書して仰る事
ゆれども今世にてハ花押と仰ぐる判とソウホのち考へ
世の風俗あれ、主に誰かと世よばれていた判とソウホのち考へ
我仰り出でて秋もそろそろこうと書きえて草紙と仰
墨色も世人の多く似せら事からて居たる事
本よりて墨と併ておすべく判のむきとうへる事
道然正事まこと云公私門法は御判と草名と作れ親王法

花押シ判ト云事
東鑑卷一治承四
年六月廿二日康清
歸洛武衛遣委
細御書彼感仰
康信之功大和判
官代邦道右筆
被加御筆毛御
判云々

親王 親王と云ふ天子の御足跡又古事記言ふ萬葉親王と云ふ号を
親王 伊勢守と云ひ親王と云ふ法皇也御内閣も御親王と云ふ號を成すと云ふ事
御書に御取手す、書きて人の官位よりて御取事也御書の上巻の
表題は御判の條も御筆名と可也せどく官職難條と云書によ
二合と名字判と書てヨニ合と書事也是は左実あらそ
常の名を判をの和よニ合とぞりハがねの宮とよみて
よきと書を假合左大臣ニ合擅大納言ニ合めけ也又父より
よきと書人よハすしき是ハ公私元下ゆきす物よ判と
てよきて文と書を送らるゝと云セ二合と書くの判と
ハル云アテ書判と云て御詔書も御詔書も下坐ドウセと
下坐ドウセと

石畠像シロタケノマス此を武家と云二合と書て人よつて云ハ
か一ム家斗也

一 花押カウタシの字と判と云ハ判の字ハヨリムヨリモシテ
花押カウタシと云て我書カウタシと云人の書カウタシと云はヨリモシテ
左判シロタケと云セ我と人シロタケと云はヨリモシテ也今下の事と云判と云
先も右同意也判シダツの意也

一 進の御詔と書よ先精を云筆を次よ魚多と書ふ古法也
是ハ先民シラヒコと云寒國シラヒコ也と云て御法よ御依シラヒコテ
五代セイタツ禪宗ソウキヤウと云アガメイ也すより諸士も聲禪法ソウキヤウと云之精
通の人多くし古精を云と考アガメイて同源シラヒコと云ハ度也

打ツツを出シテと少しも先精サヘシを次シテ、魚ウニをと次シテと定スルメ)

一 目添ムタチは榜ハタケ者ハタケモノ書シテるも先様サヘシ次シテ者ハタケモノ書シテる古法コハシアリ大鑑オトコ書シテれ
秘傳ヒツデン抄ハタケモノ云ヒテ昔マサニハ先サヘシゆくよ様ハタケモノと書きシテと代ハシテ前マサニようマサニと書きシテ
兩様ツツハタケモノと書シテ也マサニ近代モダニトハ東山ヒタチヤマの
兩様ツツハタケモノと書シテ也マサニ時代マサニの近代モダニ也マサニ)

一 同添ムタチとちるマタチ同ツツハ名ナミと同意ヒツイシカキシカキ之ノ名ナミとエラビエラビと書シテて也マサニ
増鏡ウチイ雪篇クセイ寛元年六月十日カウノウニクサヘシアケトゼリツケミヤウモウミヤウモウアキ
四十六日シキシ七夜ナナヨのウツアマーライ内ナカニのウツハシキハシキ中澤ミダラ中澤ミダラ
おの魚谷ウツバニされどマサニハキハキおの魚谷ウツバニのウツの名ナミと書シテ同添ムタチス書シテ
元人ハタケモノ侍ハタケモノ徒ハタケモノ宗ハタケモノ基ハタケモノ力ハタケモノ強ハタケモノくハタケモノおハタケモノてハタケモノあハタケモノ大ハタケモノ丈ハタケモノ對ハタケモノ白ハタケモノきハタケモノウツブハタケモノナフハタケモノ也マサニ同添ムタチハ左刀馬ツツカマと書シテもと云ヒテ同添ムタチ
トハ一ツ書シテて榜ハタケ者ハタケモノ魚ウニをと書シテとソトお紙ハタケハ足ツツア
アトと書シテと云ヒテれり紙ハタケ二枚ツツをと目添ムタチとお紙ハタケ榜ハタケ

二ツツツお紙ハタケ文ハタケモノハ堅底ハタケモノ書シテ武雜ムツヅラ書シテれ篇ハタケモノお紙ハタケ目添ムタチ文ハタケモノ
サハタケ別ハタケモノ有ハタケモノとハタケモノ書シテ大方ハタケモノ云ヒテお紙ハタケとハタケモノ文ハタケモノとハタケモノ目添ムタチとハタケモノ書シテ
處ハタケモノ有ハタケモノお紙ハタケ多ハタケモノ足ツツ万足ツツ認ハタケモノとハタケモノ文ハタケモノとハタケモノ一ツ書シテ
少ハタケモノ一ツ何ハタケモノとハタケモノ認ハタケモノとハタケモノ目添ムタチとハタケモノ文ハタケモノ一ツ種ハタケモノ
西ハタケモノ一ツ足ツツかハタケモノ認ハタケモノとハタケモノ料紙ハタケモノ一ツとハタケモノとハタケモノ古法コハシ也マサニ而ハタケモノ川ハタケモノ又ハタケモノの
一家ハタケモノアリ一ツねハタケモノ湯ハタケモノアリハタケモノ多ハタケモノとハタケモノ書シテアリハタケモノ今ハタケモノ時ハタケモノ男ハタケモノハ
一ツねハタケモノ女ハタケモノハハタケモノねハタケモノとハタケモノ云ヒテアリハタケモノ男女ハタケモノ差別ハタケモノあきこハタケモノ也マサニ
一ツ古ハタケモノお紙ハタケのハタケモノ中ハタケモノにハタケモノ足ツツ百足ツツかハタケモノぞハタケモノり書シテ人ハタケモノよきし
千ハタケモノ今ハタケモノ今ハタケモノ足ツツ百足ツツ或ハタケモノ貴ハタケモノ代ハタケモノ行ハタケモノ足ツツ榜ハタケ代ハタケモノ行ハタケモノ足ツツと書シテ行ハタケモノ

上方に今まとの事とてはる世よもやを古ひます
き有じて可しとて書く事とて是とてはりと書く事とて別よ
同とて書き下す也今まとの事とてはりと書く事とて別よ
みとて別よ可て書き下す也

一 今は貴へりトまへ堅目漆と用下せり爰へ移目
漆と用下せり堅目漆と用下せり堅目漆と用下せり
す前記ス如く左方の目漆とて足万足をとめお紙、
模様魚字の注文、模様わざす堅紙と用ひ也
貴賤よりて堅模の左別古法によるき事也

一 今時も紙と本切紙と書く状、古の小々あり

事也あらわす事也あらわす紙と云ふ事は間と書く事ある事也あらわす事と
てんとてんとてててててててててててててててててててててて
紙と云ふ事、旧記よハあきやと簡と云ハ書狀の事也

一 書狀よ人の名と片苗字カタミヤウジと書く事とて
テ古いふきよや近代のとやくすや古ハ考人の名よ
一向苗字と不書其次考やまふ人ハ苗字と二字をよ
書て一紙の文言猶存ふとてやまふ禮いある書れの事よ
人の名とてかくとてバ一行めのトヨ細と書て二行めのトヨ
川と書きゆ川と云苗氏とニツヨヤと書く事と忌む也
後より今ハ上書よヨリ一人の苗氏とて一字と書く事

古法レシムも書きレシムは上手シテ能ハシメルるや又下手ミトシタハシメルハ秋苗
氏ウチヤマと片苗氏カタウチヤマも書シテりシテるやのシテた今ハシメルハ世ヒトシ二ニ流リュウ法ハシメルの
やくすりシテるをシテば改ハシメルてシテ是シテれシテくシテあせハシメルよほシテとシテ書シテくシテ
古法ハシメル非ハシメルとシテふるシテハ覺ハシメル立リし

一書状アフドの宛所ハシメルは某人ハシメルの名ハシメルと書シテ、文字ハシメルと小シテく書シテす
書シテうやまシテいとすシテ是シテ古法ハシメルや武雅ムガ書シテ札ハシメル篇ハシメル云ハシメル宛所
書シテうすく文字ハシメルとシテ、賞ハシメル絶ハシメル也ハシメル又云ハシメル苗氏ウチヤマと書シテ
官ハシメル計ハシメル書シテと今ハシメル中ハシメルと書シテ、一體ハシメルの覺絶ハシメルや中畠ハシメルか活ハシメルのりて
布ハシメルと書シテす。小字ハシメルと書シテて、古法ハシメルのけ継ハシメルる今ハシメルの某人ハシメルの
名ハシメルと大シテく我名ハシメルとシテ、小シテくとシテやまシテよ義ハシメルとすシテ、もあや

ましシテ今ハシメル世ヒトシ一シテ統リュウは法ハシメルのこシテとシテ成ハシメルれ、改ハシメルてシテ是
非ハシメルもふシテ古法ハシメル某人ハシメルの名ハシメルと小シテくとシテ中ハシメルと大シテく書シテ、某
人の印ハシメル印ハシメルの今ハシメルのふシテきすシテんシテとシテめいシテ書シテす
書シテうも某人ハシメルの隣名ハシメル、書シテうシテあシテとシテすシテもとシテ
うシテきシテうやシテだシテ、よあシテとシテ書シテハ、様ハシメルあシテるシテ

一書ハシメルの書シテ、小路名コラナナシロハシメル、少路名コラナナシロハシメルとシテあるシテ、弘安禮節ハシメル、居ハシメル
ふシテとも回ハシメル一事ハシメルや定ハシメルおシテは某人ハシメルの名ハシメルと書シテく、小字ハシメル官名
と書シテして、某人ハシメルの名ハシメルと書シテく、不ハシメルの名ハシメルと書シテく、もとシテ、
一筆歎ハシメル、一筆ハシメルは、某人ハシメルと書シテく、とシテあシテるシテ、
あシテすシテも某人ハシメルと書シテく、某人ハシメルの名ハシメルと書シテく、其人ハシメル

官名と書くも一般のやうな字形で勿論小説名書く
ほれ、人を沙汰と大字は書く小説名をハシメ书中の

肩より小字より書也
ガリテン

一
合点と云ふ人の方よりケ余書きとて左様に書いたる
我口々全く右と同心でしもケ余よ、急とけりて書すと
合点と云う。由來あざと左とくとも合点と常の稱よ
之とくともとくとづててそちらとそもれりやう

一書き物の端より覺とあひてソシハ紀事之初覺と云
一書故よ追う書シテソシハ古、遠き事也書シテソシハ
多キも云々_ノ信言上書くハ礼紙よ書く便_シ

礼紙より書也書れの日記より見たり あはせと
一二三乃至字をまた書參と書くが此の書よりかくまき也
是ハ亦沙らびと記す所から用ひるゆきもあゆ、一二三と
書て、文字の形まわしやももよもとと書き多めらる
用てまぎれぬ所よきもと又書きたゞとす若ハ一ノ
字と二の字よ並一ノ字と二の字よ並ともりあつたる
事すれどもあくまで二十の字と拾の字よ書きとも
十八千の字よまさうて右拾の字と用ひて唐生イナニ一三
四五六七八九十百千比定と壹貳參肆伍陸柒捌玖拾
百十と書くゆゑゆうりそも并沙らびの数と記す

時用ふるやとど常の書狀曰記ナロウ記シヨ書籍ニヤウやどを
武冬拾かどのみ用すシキ也

一 ちき状の文をよ行は早行ハヤヒと訛トモスとはおもんじ
人行ヒトハヤヒとひよしのぬヒヨシノヌとして訛トモスといひ
らゆラヨとくじき也文部ムダムよ傳ツクシムてゆくもひ

一 佛事ブツジをどの時香の代代と香奠ショテンとも香奠ショテンとも書シヨけせ典タガタの
字用シヨウとよす典タガタのまとらぎのつゝくをめと實
カタマタカタマタバ香奠ショテンと書シヨけバ香の代代と云クモスアキラ
奠タケルの字ハゆりとモロコシとモロコシと代代のふか

一 進シヨウの日源ヒツネンをと酒サケのとモロコシと諸白モロコシと書シヨくへりまつむシヨウま

書シヨウくシヨウはもと酒サケとゆふす本ホンとむ極ヒツ往ハシマリきよシマリけで學モウ
法ハツ向ハタマチのとシテ神カミもとシテ行ハシマチと行ハシマチとシテ也
或オレアラウアラウをシテ法ハツ行ハシマチとシテ酒サケ飲シマス者の訛トモスと
立タチソシテもシテ小コトハとシテ同ドウ源イニシをシテ書シヨウくシヨウと又常ノリ乃
祠モロコシもシテ事モノ也モロコシ同ドウ源イニシの訛トモスとシテ柳シモツ一イチ翁ウ
翁ウ又シテ天野アマノ一イチ翁ウ一イチ榜ヨウ一イチ榜ヨウかカとシテ書シヨウ一

一 古シテ書シヨウれの葉文ヨウモンとシテ毛モウ脣シラウ舌シラウとシテ云シテ文モウ
ひすシテ役ヨク者シヤクザとシテ古コトハの物モノとシテ役ヨクのまシテ執シテの字シテ用
達シテ役ヨクも執シテシフシフとシテじ因イニシ音ヨウの字シテ用シテ古コトハ
多シテの字シテ用シテとシテどシテも有シテ役ヨク者シヤクザとシテ拂シテ

物をとめてあらわすもの也。後者ハ精考の古書。
花体とかよしと云ふ體とて、物達と書くと、物寫と書き
毎御詔とも書くと、勿詔とうき、非與と書くと比與とさ
案内と書くと、鳴呼と書く。尾龍と書
案内と書くと、安内と書く。皆文家の口傳もすく書き

ゆるべ事もあらへぬこといふ。

一 今當世の書れの法は、翁我流也。太閤秀吉の家臣
翁我より、翁我流也。久保五郎房と云ふ。此流をうけにせ
世より、翁我より、すり京都將軍時代の古法と大よろしく
事多々。翁我を今、その中の法とみれば、古法ハ古法
新法ハ新法と見る。もと世の中より省くるやうにせめ爲め

變へ改めて古法と天下の人よやすらしするがためます
あらうして、けづて、極ふべきの力、充及

一 開字の字開如とも云ひ、書れ障て云が作出す。開如と云
小かも因あぬれば、ふと開セし。文法より、あらうと書け、
生麻毛とある。書れ障て、云が作出す。開如と云ふ
開て並くも、也。炎人ハ、印石などと、印書印文からくとある
書けげず、向と並くと書く。

印内書印教書と公方様の印書也。印内書と印教書の
かりのもの書れ障て、云印内書印教書の、りのめハ印
内書ハ、柄中引合一本より書て討一掌の書狀の如印判
故社知見

自人頃記云

御教

書かずと云

御教

と申すと云はる
シテ書上者と
云ふとぞ唯れ
不レ又ア内書ハ月日計也
御教書ハ年号月日とけ
てゆきと申す事
やぞ対不レ友
途名不直云
書也鹿苑院殿勝定院殿
御書トハ

御教書、杉原一枚よ書て封せど表卷と云押おて墨を
存メ也御表書きよ御譯斗也普廣院殿御は御譯も
又ア判もりあらば御表書きよ御判と云候也

御内書のとき、案文たのとし、永正五年の御内書

建治行能郷夜鶴

書札抄云將軍家

ヨリ被成ヲ御教

書ト云御教書曰三

年号アリアリ御書トハ

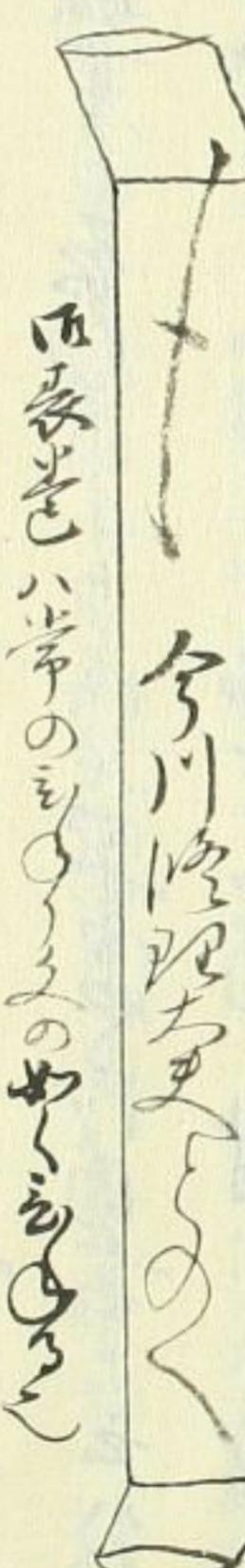
内内書ナリ

七月十二方

御判

今川隆政至より

封め手とぞく門より



臣表書き常の事の如く申す

御教書のゆきと案文左のこと

於結城中務大輔館付金錢新に彼友人余
或討死或被底^{カクル}系尤津勿^{ヒシニ}可^キ屬軍切^ム

状ぬ件

永享土年八月廿日
御判

岩城左京^{マサキ}也及

御^{マサキ}也及

清判

卷之三

上手に見えます

武雅書社篇、云佛判は教書とアハシ粉紙本著者
ササニヨンを送りテ今世ノは簡書は教書のタリトメトガ
ナシヘナ。俗語ヨリ用書ハ内シトモおほしに筆者ハ教書
モシキモリナリ。墨書やシテ云アヤシイやシ用書ハシテ
内詩たて文と教書モモシキモリ。内詩ハ墨書やシ用書と云ハシキ。其れト
チム宗玄大又
低アリ指文の
ナリハ書
内詩ナリ。内詩ハシテ佛書と云。封筒もシテ佛書ハ
内詩ナリ。内詩ハシテ用書ナリ。主事ナリ。用ラル

一 小文の箇向書と云ひあつ是も公方御書邊書札條云小文ハ
半切多字又松原也生半押わすハサカ也津向書ハ小
文セハヨリテシテ小文の箇向書ハトドヒテモリ

申状と云ハ訴訟の事なりまじかに其公文の事也
固安^{ヤス}も之相論の件^{サウロシ}に生久也

初言狀云、申狀乃至、此多引不^レて、味保行^トて五箇乃
あとと正^シ一^{シヨミン}申狀より、申狀は、書の後^ハ、間條乃書
体と申^シと是と初回状^{シヨチ}と云はば、初回状と以て、まわる事
其の言書と出^スと初言狀を、初回状も亦やねり、二回^{モニ}

廿二年秋之頃に書狀すより出でて文書調査、武部書札

篇より

奉書日付
物是ノリ
未拾四枚

一 奉書と云ふ公方様のよきとしきにてまわら書き

生れゆる奉受けたまひともしや

一 紙は色あかをゆよすを名紙ある書くより古、よきとしゆ
とぞく紙は色しゆは墨寫紙のゆぢゆともきとしゆ
紙よ白じや紙のゆけもくわゆ一目ゆよよき紙紙
と書やまゐの目ゆやこれい色紙よよき紙紙と書よ
文及よや葉りぬ名書すのゆく紙のゆよ色紙よ
かねをふのゆく紙のゆよ書しゆや

一 太刀馬の目ゆが手の附て目ゆよえゆるを裏書き
表書きとて文書手写とて書く目ゆとてとて普廣院
殿西代りゆうとて説け又伊豆を殿流よハシよとて
かけてとてとて役けり行とも非也古事記事也目ゆとて
披あるるる目ゆとてとてとてとてとてとてとてとて
書て考しや是ハ太刀馬のゆゆ陽とみゆ書れ禮節云お
紙のてんあいりやねじよもゆりんとてとてとてとてとて

拂拭紙料千疋清書印件

年号月日

名室友
実名判

一行ノ反

一
萬
人
社
會

一魚と乞ふの時、乞ふと必ず書く。されば云々魚也
よりは時もと光明也
よりや人死へる所人の方
よりせぬ後終也

事にあつても書き難前よりよきものゝをねまへ
はひむとよきもの書ひりて月日の下に判とせざる事の
事にあつても書き難前よりよきものゝをねまへ

一
御文乃持候申禮節云て文ハ上經下長也
内抄云
文上短
女房文ハ上長下短ひゆうてよりそゆる事多
紙にとて寄者
女房へ
上長下
又判取がくとくやくあるてあるてあるて
判取あとく
不、安也

玉章秘傳抄云
普通ノ立文上短
下長捺也女房へ
遣立文ヲハ上長下
短シ是故実也事
無左右人シラサルヲ
知足院殿ヨリ美
福門院ニ進一
進の目源の料底費ノ
下長下短ノ捺目
長下短ノ捺目
墨ノ引タルト云
周ル
女房文ハ上長下短
下長捺也女房へ
又判形アドソ
判形アドソ
不、女房
紙にて
寄者
判形アドソ
不、女房
紙にて
寄者

用ひし紙をもてて紙うれり世一也

一 壁書シヨウも未札傳ミヅシラツデンとあてもあり不_レ壁カベよもて

メモリ也武難書ムダクシ篇ヒン云壁書シヨウも

壁書

佈中圓鴨庄ヒラタケヤマ事アマ不_レ證ラ訴訟スルシヨウ小禁コキン志シ役ガク事アマ為スル

子コ申シテ披ハシケ壁書シヨウ也カ件

永正六年五月日

一 五書シヨウよハ傳シラフ多_レの事也武難書ムダクシ篇ヒン云壁傳シヨウの事
伝シラフ役ガク是シテ別シテ立スル或シテ候スル者モノ又シテ荷物カニタ者モノ上ア下シ
本ヒトテ以テ無ナシ煩カク者モノ如シテ中シテ也カ仍シテ狀カタ也カ件

永正六年

五月六日

貞松ツバキ印イン文

私ワタシ手ハサウエ

紙シ也カ圖タツ

城州

接シテ

河州

今ヒテ

永正六年五月六日

貞松ツバキ印イン文

私ワタシ手ハサウエ

紙シ也カ圖タツ

城州

接シテ

河州

今ヒテ

貞文云右ハ私奉行ヨリ出ス之事也頃因の五書ナルヘシ
伊勢國下向世人若物者其輿ヒヨウ之に至_レ是法開
渡_レ上_レ下_レ無_レ其煩_レ一_レ勘_ス之_レ由_レ不_レ作_レ也_レ仍_レ不_レ知

此件

明應三年五月八日

散伝二首解注

前丹波守平野氏

書札序　云々下句書之名判と曰の下に書して奥書
一行コシテノクル也自余ノ云書可准く

貞丈云右ハ乞方ノ奉行ヨリ出ス云書也

一 今時乞方ヨリ同源別後同源と云名有ニ云同源トハ
乞方馬の間は要脚吳服巻物の表と書列シと云別後同源
トハ乞方馬ヨ美物事也松原トモカゲトヨシ古ハ此ニ通目
除別後同源と云名有ナリ乞方馬ヨ書並もあしれモニ通
別後ナリ云名有ナリ

位署書ノ事
猶又末ニ記ス
見合ヘシ

一 位署書　イシヨ書　ハ宦位あり人宦と位と姓と名等すて書き
ほぐやかと位署の字ハふまうトモシ字アヒ名書と
至る事也署の字ハ上を四めばかり也夏の暑氣の暑者の
字ハ上と日めけ書は似ムが多うる事ナシテテナズ位署
の書体ヨハモリ法式ハみ位と上よ書てセド下に位と
書く事も多矣宦と上よ書てセド下に位と書く事も
官ハ多く位ハ多くきと又位ハ多く宦ハ多くと云官も
位も固ハ多くて多ト多くとの書体名甚法式取実也
空法式ハ藏本也の事ナリ又拾芥抄と云書すもア
独りも古書ち少あやリナリと年四辻宰相乃

家人壺升安在鷹源義知ヨシトモとシ者云歟の在実は甚しき
人手を位署書の法式の書を作りて之を書と位署致候イエヨナニギ
私考と名ほく而しき書と位署書をせじを書とする
べニ家の在実すれども武家ムカシと宦位ムツイから家の
在実の画スケッチと書くスケッチにかくスケッチは法式と字す
味して書スケッチ

一古き状の案文アシガリニシミ又ハ表示ヒヤウジあとアフタて示ヒヤウジし
御マサニある邊作の事は是

一書狀シキは併アソシて書くスケッチの事は少くやまと謂也ハシモ極ハシモる
附文書アソシヌ文書すくも作スケッチと云ふ用アソシ事也たゞアソシて

立スケッチすとアソシてある者也アソシて書スケッチ作スケッチと云ふ事は
目アソシて人の立スケッチとアソシてめとアソシてのんアソシれば
うやまアソシて

一付狀アソシヌと云ハ被アソシ狀の事也貴人アソシへ事は收アソシとアソシすを友人アソシへ

付アソシて入アソシて處付狀アソシヌと云也但少アソシて書アソシて記アソシス

一付書アソシヌとアソシ狀のう事書アソシとアソシて下アソシて書アソシて
ゆよアソシ付書アソシヌよアソシむ也

一解体アソシとアソシて書アソシとアソシす

一說文アソシのうとアソシて書アソシとアソシて論文アソシハ必アソシとアソシす也アソシとアソシす
ゆのあらへ附アソシて書アソシとアソシすをあアソシてあアソシとアソシけり

まきはやの字とありてしやうてとひよの字とあ
るもあや東鑑卷六よ手と行ひの字をあすとあ
今も下るきはれよ事と付ていすと凡判とよもかの
もの形とかけらる手印の字是ヨリ未
多の形とかけらる手印の字是ヨリ未

十枚ノ記ス

一
紙と糊とけくよ左まよまゆとまゆとけくとまゆ
起請文と書くに白紙よ前書とてぬキ王の裏よ誓
約と書也白紙とキ王とけく金とてキ王の事とて
主の名起請文とあ也

一 目録よ馬代書ア並接書條と云因漏とあと書作
不及見ニ足の下よ毛体と書代りて漏無と傳ふ要

豊記抄三折
紙馬代送ハ
一足ト計書後
前如申以本當
仁し伏て馬ハ
代トアラタク
脚書加るよ方とある代ソと脚書後但とて方とある
右ハ一足の下よ毛体とされとて馬代行極と書る
ゆゑ第一腰要脚行足と書ゆハゆゑ馬代行極と書也
貞丈云今ハ專モ代と用リ也至ニ足の側よる代自源十
枚かく世々よ書く屬中一献上も右の如くに脚書とて行
統れも思意とひくいしと同源とて足とてもちて
毛体とアラズ毛体せざるハモ代と用リが有也ぬと代
ゆゑが本色紙よりも代銀行ねと書てと見ゆトハ莫代
残行極とあれと傳ナセト也馬代久敷のハニキの部よ
記ス

一 築列と書くと云は出陣の事は諸方よりあまをひつて軍

勢の名と性をもととし軍事の事もあらず人をろ
名と書くと築列と云はる也築列はほきをとどむじやを承

主之へほきをとむ也軍陳限す當番の

誓文狀起請文

同くと起請文

上古の誓文狀と

遼くは後代ハ

誓文狀と起請文

トシテ

起請文ノト是ヨリ
未土故ニアリ

一 誓文狀の文言の内神名と書くに伊豆箱根両所も桂
現と書くと後堀河院貞、永元壬辰年豫倉將軍事經
の時執權少弟武益ちふ泰時主ひは今と名小政事小
私せまどと連判の起請文と云ふ時伊豆並根の神名を
書かれて由東洋よりまくと見ハ相模主豫倉との
事なり。」
「貞承式目ホニアリ

事なり。」
「を多の神名と書くも也を例として伏玉すと

伊豆箱根と書くと伏玉すとハ伊豆並根の神名と書く
及ぶと云ふよしと神名と書く事なま

一 謹上書は封書と書す宗立大双紙進上書ハ松以封もハ
而書くと進上謹上と不書は封書も書く内書は封
書もく設書也不少く書くハぬけ也

一 猶体と書くと書くと謹上と書く物の時の
事也進上謹上と書く時猶体と書くと書くと書く
前言も書くと書く也進上謹上謹上と書く
猶体ハ序官所と書く也

一 文のひゆう詔書の物と書く御札紙と書く

あ札紙の上より表巻とすをもて表巻ハ一枚紙を横つて
巻て右のとひのとをもて紙圖のこと

詳上表ハ上巻別の紙ナリ進上表ハ上巻ハ友紙此度最初記ス如シ
友紙ニテ上巻ルニ紙ノタケ余分短クテ子ラシタリ依之友紙ノ上巻

時ハ状ツカクベキ料紙ヲ
上巻ノ紙ニラベテ見上

卷ノ紙ニ子ラルトノ

タケニ状ツ

カクベキ料

紙ノタケシ

短リ切りワステ

カクベキ料

敬フ美ニモ叶ヘリ

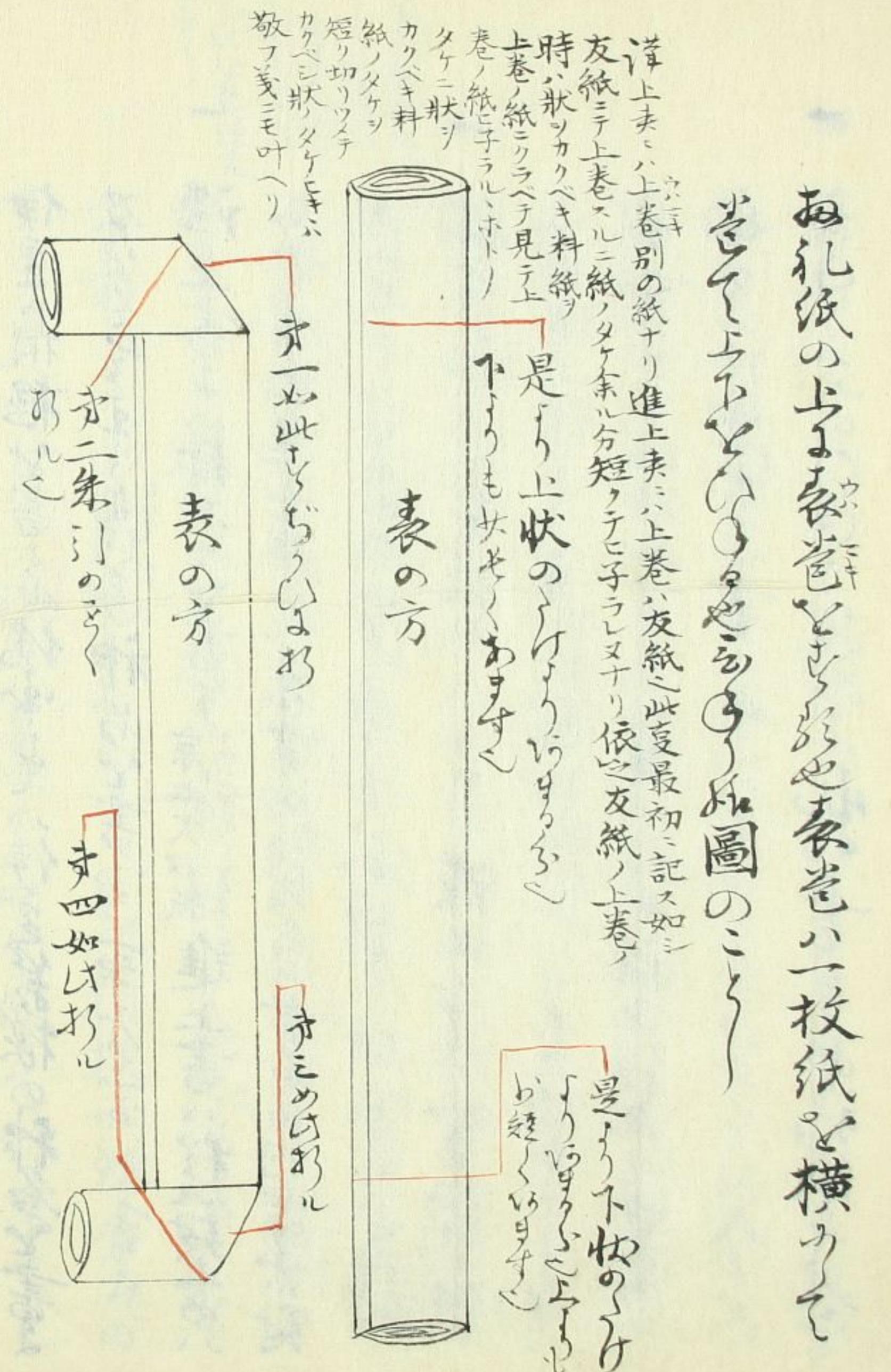
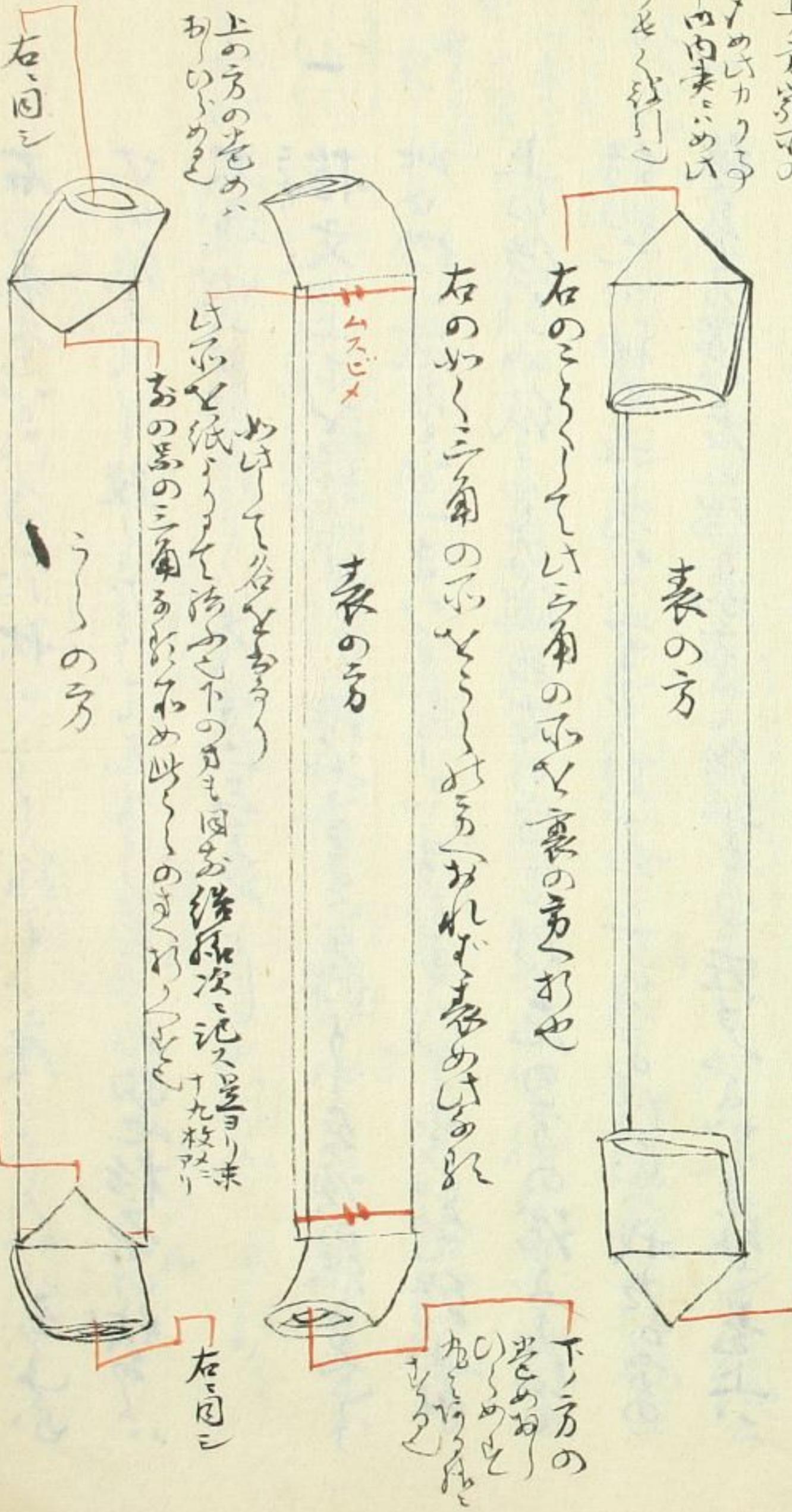
タケニ状ツ

上巻ノ紙ニラベテ見上

下トもサセムアマス

是より上状の如くうづまき

是より下状の如くうづまき



右の表毛といひ、
大抵状の毛とよきをす。三月身に

捨文の上下と紙をもと縫ひて左側の端より右
此口は、紙をと一まいとすましとびよせと縫ふ
上の縫い、紙よりの端我右の方をもと左の方の端よけで
縫て小袖の上縫とすましとびよせと下の方の縫、我左の方の
紙よりの端を右の端よせと縫すを左よせと是上
陽下、陰の心あらじもじぞひりて紙よりの端をゆけたる
れと二刀に切り下の方へ引抜て一刀にやせ方へ持てもゆけ

一刀リトの一刀、
二刀リトの二刀也

一 狀の脇ふ人を西中とあるハ先の立場のみアリテテの
中一此物をもておあそたるもあらず矣とおもハ此物を
あらわすとぞ也是ふはあれどもあらむ
一 出家をどく坐ス物の脇に玉床下又床下をもちくゆ無竹
先の人挂床の下(坐ス室を床ハ机又向て學文立候うて
居る臺也玉の室と申りハ席立やめ候ん也玉立をも
たる席立するニ榻下又玉榻下をもつて榻の室を床の
室と因一心で書せしものりアリテ居る臺也又机下案
下をも机案二字共はくえと云字也此狀とはく
えのりと(坐ス心也窓下とも窓ハ家の窓也窓也

學文立人のまゝのまゝ此物をもと危立下ともハ
先の人はやのゆく此物を立く也(几下ト云ハ机下
一 逐車の状と曰鯉田魚田鱗ふどく事事、唐土とも昔越の
國の王と勾践と云へりす吳の國の王夫差と云々越乃
う勾践の家臣范蠡と云く魚賣、み身とやらく
牢屋の番人よびひて鯉シ一ツ勾践み事とせりと生輕
腹の中に軍のうちアリテ其事と書状河あす勾践をみ
状の縁より、とてひりて是の事とあひゆく幸西と
有りてすれど行ひに廻すの事すくべからずをのゆ事と

筆を劍の字と狀の事又用筆也魚の字鱗の字もれ
付て用筆也四ノ字ももも字也石の字と曰へ四筆
以下石物と志也

一 四章と云も石物と章ハ文章也

一 衣神閣下と書く事衣ハ此家の衣也神ハ此家持神
宇也閣ハ二階代りの門也今山門と云也此家の門ハ壁を
草木とし心して衣神閣下と書也又侍者の中と書すは
者ハ和尚のりじた居か出まとひてあ宜
一 重藤の弓に征矢ソリテ進物モシテ自源モハ所
弓征矢と一引モ引けもかて矢數多キモ及候矣ハ必

一 一弓二張合モ此の目源モハ弓二張と云アトシ空一疋と
考て次モ又弦替一疋ト考テ二疋のうと引と云候テ
二疋と考タリと婦人モ此の二疋のうちと云候テ
とも場主と云也武雜書れ篇ニ云場ノ字昔ハ大脇房ノ
字也近代場と考サハ誤也又ト近代大脇房也

常武按りく
比ノ言葉元禄
之書之大體
詞を忌む

一 一弓二張合モ此の目源モハ弓二張と云アトシ空一疋と
考て次モ又弦替一疋ト考テ二疋のうと引と云候テ
二疋と考タリと婦人モ此の二疋のうちと云候テ
とも場主と云也武雜書れ篇ニ云場ノ字昔ハ大脇房ノ
字也近代場と考サハ誤也又ト近代大脇房也

時代の近代うつ序のまゝまや そとくともまよて書
るや坊のまゝミチでタカヒトもじまともあづみよ用ふ
まよひくらむ候也と云す

一位署書の事前より大字と記し位署を書きよ、官位
相當とふあると先ツ神ノ吟味して書道^仕官位をあると官と
官役儀也位若着座の時^をあると改事^重き官位も官へ軽き官ハ位も
相当したと大政大臣公正一位又ハ従一位也左大臣右大臣公正二位又ハ従二
位^を定り^をあるとあると云々官位の相當^合と云書の内の官位令と
山部玉子^をてうまうとりぬし職名^をおもひきをかまへぬのを
相位と官を書つてゐるが、兼守行の三字と書かれて
いる左と位とあるから官を上書きして位と下よ
書くやう^をとハ中納言従三位^を書也^{中納言ハ従}三位^を書也

官と位をあせざれ位を上書きて官と下書き也不^を
の内位多く官の字と表加字也たゞ正位
行大納言^を書也^{大納言ハ三位を正三位}位^を書也^{三位を正三位}官^を
位いくきハ守の字と表加字也たゞハ従四位上守治部
卿^を書也^{位五^を正四位下も當也従四位上もハ}官^をナシ兼
主^を兼の字と表加字也たゞハ中納言^を兼守正尹従三位
も^を書^を此が書法^をあもも^をき候は^を兼^を只^を
兼守行^をのり^をうづ記^をば筆の書法^をハ云亦有職の人よ
付て存^をとして仍畧^を
一書狀のまゝと鴈書との近状と四鴈^をと云々唐土^をテ

胡ハ國ノ
名也

漢代の蘇武と云者胡國より來居て雁の足によ
文を書く付てある。遂に故むらふよもて雁書四
雁書云

一
多喜の宿ましに附、被のあひよはぬる無事一十九
後醍醐天皇年中行事の内正月土日縣召
除月の余云の西の言と仰せうる。石の水よみとよみ
酒と入アシテシトのめぬき。油ハ蜜中からりす
あきことのうつとちまきの場を前もれ又胡椒を少々入
糞コロ出し甚辛カク。極マツやさびても生水と今まく辛カク
味、温熱ムカヒゆかゆかし

一
歌書の外題押とる是が或ひの古事記以下の
勅撰セイジン等の歌書、瑞よ押タモ也伊勢物語源氏物語下等
塙囊抄云双紙ツインガク鉛タケ中ニガクアリ
如何勅撰等セイジン歌
草紙スナヒ皆端ハタケ書
大和物語伊勢物
諸等惣物語ソウモノゴトク
中書是冷泉家
之記也其外無沙
汰於於聖教天サヌシナシ也乞ハ源氏物語よりもすと自余
台宗山門タウジン多分
中書寺門必
緒書シヨウシ右シヨウ書シヨウ右シヨウ李吟イリム、秋學者也源氏湖月お枕子成の
說三院殿サンイエン村ムラ吟ギンの記より
春曙抄伊勢物語拾穗抄徒然草の文
モ前ノ事山門サンモンハ
比嚴山寺門ヒゲンサン三井寺也

段抄八代集抄又の本稿の抄めと
御見りくわくうりうりうりうり

一箱より下ものうちよ一箱と書くと桶より下ものうちよ
桶上二桶と美一桶と書くヨリヤハシノ織と敷をまし海鼠腹の敷も
まゆるの敷もかゝもぬぬ、海鼠腹とぞり美て絹とまつて一桶と
美よ一箱とかとともおよばれまつてにほひ、一桶と美この物めうべ、一箱とまつてしほとの
うるるうる

上よが下よ紙よ紙づくす

一披衣状家狀充狀。付狀と云は各差別け左ノ如シ

○披衣状、坐人一束れハ憚をひく、全家へ状と付て披衣を
乗む状と云はばおと詔多般此披衣又ハ御用御用御用
候かと云て坐人ハ坐人への名とまこと披衣状の冠

名の上よハ「追上」けふまよせきぢやがまわるの事アフテ、譁上とも手書ひと書ひあわせき事よハ譁上とも
あらぬ又冠名のりと人と由申あらぬ御付せぬ也
○家狀と云は美乳法式接革云充狀の下披衣状と事よ
御付せぬと付せぬとあやしく又御付せぬ御付せぬと事よ
御付せぬと事よ御付せぬと事よ御付せぬと事よ御付せぬと事よ
御付せぬと事よ御付せぬと事よ御付せぬと事よ御付せぬと事よ

御付せぬ

内状と云ふ内財・内状右の冠状の事也右の如シ

内状と云ふ内財・内状右の冠状の事也右の如シ
封状の下記ス由ノ御付せぬ是が表立大内・内付せぬと云ふもの常の物ヨリ
云

一 姉の下に朝臣と書名棄の下に朝臣と書ひ人名乃
部より記と

一 奉書ハ公方の上意と云ひて記名を書の末ま
りの名の下に奉の字と少々書を附へ、後には義村奉
るべく考セ奉の字と云ひて有りと云ふ

一 白狀と云ハ罪料人拷問と云ひて我惡事と包みずあら
太平記卷三下向ノ条云忠義坊と嘆問元とすは僧ニ天性億病の人モシ青白小火主上
山門を守り候ひ玉子大塔宮の守り候基の腰
不々白狀と云ひて此の如き狀の事と云ハ口書と云
一 急状と云ハ今時あやうに詫みと云ゆ事也我急事に於
東鑑卷ノ云可被召急状と云ふと云ふと考て人よきと云ふ事也急状と云ふと云ふ

保之あ源よと云ふと云ふ人の御よ人の御也かゝりとせ
りてすのとくらむのと仕事とくらむ源氏と云ふ也
堀河侯公事事件であやうに詫みと云ふ事也と云ふ事也
不々と云ふ事もとだいがくと云ふ事也即急状と
急状あやうに詫みと云ふ事也禁秘状と急状の事也と云
考

一 気索壓狀と云ハ人のあくらめとせむと云ふと
記載於敵島凡人のおととめとんのあくらめと云ふ事也
ざと思ひの文としやんと仕事と云ふ事也と
めあくらめと云ふ事もと云ふ事也と云
氣索壓狀と云ふ事也と云ふ事也と云
シエイン
一 金下の事東鑑卷六云文治三年七月廿四日爲仙洞御願爲被宥下

平家怨靈於高野山被建大塔自去五月一日被行
嚴密御佛事而供料所以備後國大田庄加御手
印今日所被奉寄也云ひあやまちと云ひ持み手と云て
押し也手と押ス代り也今指の大手邊のま指ゆきも
人を遣ひゆくをあまとの世凡判て仰手をも
付て押すよ回し

御下文ハ政所より書き下スゆ文言の始終より下スと云
家と考フ下文と云々古き累文左のアソコ

尾張國長岡庄住人
將軍家政所下
補仕スル
地頭職事

地頭職事

前近江守信經法師
右入承久兵乱宇治河鋤鋒之勸賞豐浦庄之
督可爲彼職之狀所仰如件以下

前近江守信經法師
承久兵乱宇治河鋤鋒
司爲彼職之狀所仰如件
文曆二年七月七日

案主左近將曹菅原
知家事内舍人清原
令左衛門少尉藤原
別當相摸守平朝臣
武藏守平朝臣

右案文東鑑卷三十よりはかとぞ案文東
ちの文言ハ取ノルトヨトムニテ語りの止メハ勤業
チ角の止メトシテアレハナヨモクホトキセキヨ

伍て生代はも多のたゞおうすの印下父也モ多の序の候ノ
あ色はも信徳法師と坊及職は作付トシム多ヒテ候と承下殿
一勘文と云ハ古例等とがんがく又、詔跡仰日どう方角
やどの人かへもあ行てももんか（す）とがる（す）て拂中
お年より（す）まう夫子ぬやあ（す）とあてんか（の）ふと
よしも（カモニ）と（レ）シヤウタ

一散狀と云ハ廻文のすやと付回狀と云う東鑑卷四十三
建長五年九日乙酉隨兵事今日被廻散狀書様
七月ノ条ニ右來八月放生會可有御社叅各帶布衣カス
可致供奉之狀依仰而廻如件

右放生會可有御社叅各兼可致名向廻廊之

状依仰所廻如件

一廻狀の達妻よハ我名の下よ奉ノ字を書てきと奉ノ字
ウケタマハルトヨシ字あぶな作の紙とうけたまとうと
事あリ但尼ハ主君の作の紙と書くふ時のを主君の作
うとひづれ事よ、我名よ乞とけてをえせ

一起清文と云ハ事と發起フツキと主君一清のがいもよ
の事ううて代寧豫ヨウアラシル御臺風ヨウテウフウが記清、主君の
用心のみよ而謂ゆまく布と合て保佑一千枚と糊袋ホウザイ
とシテ立てて紙を詰ひまく文也又おき因とぞの

又是ヨリキユ
枚と起清ノ
事アリ

佛神は對しての起請文、慈悲僧^{シユ}ニテ如^シ也古今著

聞集云卷ノハ賀綠阿闍梨^{アシヤリ}トアリス人何事のナニ^シの

ナリキヘ慈悲僧^シニ^シと濫行肉食の人^シの^シ實利足^シト

ナリ^シと傍^シう^シテ^シお^シて^シき^シと^シて^シ通^シ文^シと

書^シて^シ古^シ山^{アリ}披^シあ^シせ^シれ^シを^シ泡^シ云

若^シ謂^シ令^シ破戒無懸之僧住持天台座^{サス}主者恐^シ

貽^シ狐疑於先賢方致狼籍於後輩者欲^シ因^シ茲^シ

今對三宝披陳此事^シ

律^シ法^シ持^シ律^シ

ト^シハ法^シタモ^リ

アリ^シ佛^シ法^シタモ^リ

ウラ云^シナリ

持^シ律^シの^シ人^シヨリ^シと^シヤ^シる^シい^シく^シと^シく^シ行^シき^シる

と^シ起^シ請^シの^シ行^シフ^シト^シア^シム^シ

一 公帖^{テウ}と云ハ五山汎臨^{リサイ}汎^リの僧宦^{トシ}侍^シ昇^シ公方家の
許^シ状^シ之^シ道^シ座^シ以^シテ^シ技^シ之^シ是^シ又^シ室町^シより始^シ例^シト
一 オ^シ度^シし^シと云ハ急^シ行^シ可^シと^シお^シ候^シト^シ人^シに^シ生^シ地^シも^シ有^シト^シ後^シ
す^シと^シ詮^シの^シ狀^シ也^シ古^シ某^シ文^シ左^シの^シご^シ

チ^シ度^シ

陸奥國岩城郡中平室^{ツボ}上^シ回^シ廊^リ入^シ延^シ夏

右^シ彼^シ不^シ飯^シ跡^シ福^シ之^シ向^シ高^シ進^シ仰^シ苦^シ伊^シ賀^シ高^シ房^シ

盛^シ之^シ代^シ友^シ度^シ之^シ年^シ仍^シ度^シ狀^シ件^シ

康永四年七月廿七日

奥州岩城郡^シ出生^シ持^シ秀^シ親^シ孔^シ判^シ

引^シ名^シと云^シ行^シ事^シス^シト^シ付^シ書^シ印^シ見^シ化^シを^シ有^シと^シ也^シ

引^シ名^シと云^シ行^シ事^シス^シト^シ付^シ書^シ印^シ見^シ化^シを^シ有^シと^シ也^シ

後と自記も別と考る所のあ處也

一 閩クシとしもとまく例役名の郊記と

一 押字花押草名二合一別本の事あるにひく委^{ナニ}ク
アフアラカウナニカウニベツもくすすねはふよ委^{ナニ}ク記したの事

^{判事あは}

○ 押字云ハ名字の事と叫^スる零^{ゼリ}の事と云
用て考る也。右の押字は二合一別の事と云二合と云

名字の二事と一ツは合せても他^ハと考せず^ハ名字
通方^{ミテ}五方^{カタ}の事也。二別と云ハ名字の上の事と云
常の字形^ハ考て下の事と云ふ事^ハやりて他^ハと考る也

す^ハ名字通方^ハ通方^ハめば也

○ 花押^{シフ}と云ハ名字の事と云用^ハて別々の事と云

字本の花^{シフ}を歎^{ハシメ}る事と云花と押字の
如^{シフ}く^{シフ}て用^ハと云花と云ハ^{シフ}る事と云^{シフ}て傍^ハ
い^{シフ}だてき^{シフ}る事と云ハ^{シフ}水鳥^{ハシメ}桃^{ハシメ}の事
考て又^{シフ}の形^{シフ}て^{シフ}花^{シフ}世人^{ハシメ}下人の書判名字の事と云
多^シの形^{シフ}と書くも花押の部^{ハシメ}と云ハ^{シフ}正^{ハシメ}是^{ハシメ}おせ

花押の事^{ハシメ}押字^{ハシメ}す

○ ~~某名~~と云ハ名字の事と云呼^{ハシメ}て^{シフ}る事^{ハシメ}我^{ハシメ}あ
もくす^{ハシメ}ぬ事^{ハシメ}やり^{ハシメ}まく^{シフ}押字^{ハシメ}花押^{ハシメ}ハ
又^{シフ}うされ^{ハシメ}押字^{ハシメ}花押^{ハシメ}の如^{シフ}く^{シフ}考^{ハシメ}すに用^{ハシメ}

めや古事の文書の中よ
是ハ季継と云ふと云ふも是我よりもて
人ハすれぬ私モやりくゝも也

委クバ右差
別角ハ押字花押草名云
角ハ押字花押草名云
押尾草名云

考る所例よ美判のすと押字も花押も草名もれ
用ルや人のゆう似せまつのあらざると併あともも也

一 上所と云、状の宛所の人の名字の上アラタ或ハ譲シヤウ上或ハ
譲上或ハ進上と書く也進上伊勢守殿ミツマサの處進上六

上所ト云又弘安上也譲上、中也譲上シヤウ六也進上シヤウ六也書シヤウ譲上ハ
禮節モニ見タリ
弘安礼節ミタタタ等草うりと女弱ミタタタ也譲上ハ等字すよ書くシヤウ下字すシヤウ上
ルハ進上二譲上
三譲上也

すくそんハモ家人の方アラタ抄シヤウ物モノをもむ者モモ人ヒト

七紙礼紙三紙礼ヘキヲ七紙セナフの礼紙シヨウ字シヨウ付ル俗也非ナリ

四紙礼紙下シヤウ五紙の礼紙ヘシ云ハ松シヤウ一枚イチ字シヤウ書シヤウ紙シヤウ也れ紙シヤウ一枚イチ字シヤウ書シヤウ紙シヤウ也

記シヤウ桃華スイサシヤウ卷シヤウハ一重シヤウ二枚ドウ都合紙立シヤウねと用也シヤウ是ハ極真シヤウアラヌ其邊シヤウ

見ニ七紙ノ礼アリ一紙三枚重シヤウテ
紙三枚重シヤウテ
状シヤウカキ礼紙シヤウ二枚ドウハ卷シヤウ二枚ドウ
ナリ是極真シヤウ礼ナリ

貴山領問答云
用立枚車用東
紙加急紙以二枚
爲立紙以上五枚也極
恐え解也

タテカミ 書ク	表卷	一 一
毛ニ文と 紙	杉の木の下や 手の木のはせ	礼紙 一紙三紙

美和の旅宿用はけじ目録と之を抄寫しなう私に
そくと家よりして左の如きしたる二種とも目録
法（しめあつよき）すりて。因ひてし目録は
抄写のすりれば一行の時目録のちくは
裏紙外ハ物のウラ紙（一重ニスル是二枚）
カナ紙、礼紙一枚（立紙ト、表紙）
四紙礼、狀一重（二枚）
（この名目古来より之を用いたと
小文の礼紙とする）一紙三紙の礼も云々又ハ杉原と
言ふやり酒の時に堅紙より移す一つを切取し
強引に右と移す事一ツを切取し移す事より又云々酒
一ツを礼紙として右の堅紙を裏書きするを杉原の
禮紙とする

晴時一枚様子ナリ様子一枚を切取し礼紙を裏書き
上をもとめ上下持るの常の堅文の紙を一枚持てて持る
等の如し家家以下上部下堅文より紙の切れたの
絵図の二つ一枚紙とさよせて用ひ左一紙三紙乃

一小文の事多きの事すも板原とすかうて御所は

シと上毛と用ひ板原の内文と美く廣く禮紙乃至櫻
やくしそうよかてハ其のより經りうるが上毛と成方
狹くても能く板紙厚紙の如し隠密の状ハ板の糊テ

付ル

内封状ハ内文の封也
腰文の事也時より

一内封状○隠密の事とヤキと呼ハ常の腰文の如く物と
切て縛よせと別紙と而く裁て縛て其の申紙とを
糊にて体裏と封ともやすよされ紙とをときみ
若毛の常の腰文の如りとす事としゆ紙也

絶如常

一書

イツシヨ

一書ハ内封と行文紙の事行して一ツ書をひく内封の
書表と宣紙書表の宣紙
記云永正十六年
條中御門殿江
文書久アキタケル
沙雪健アキタケル
敬カキシナリ
自此此節如此

一帖文字儀釋氏要覽云珍重俗云安置也但合掌俯首示教也
うふと一年を猶もすと考す、而やまう事小らむれど
せと一年の事行事よきは何んとの事アレハ多き事也
代の字とすまれの古葉多るゝ事、物とすまこと

諸古キ物
ルニヘシホ
ルトアリ

是ヨリカ
枚々起請
トアリ

多文言多テモ御天狗と云様樂の諸ニテ所
古神ニ云くケトモハヤハクノ事墨等也
の不ともちを好メテ實ニ御も其の事ハム
キトモ本陰ノテニシキヨリモ是ビ高モリ
キドニキモ送ラク也出来の事れども無念アリ
一七枚起請トテ牛王の事ニ起請トテアリ始詳
アレジ義經記卷四土佐房義經の討モテ事ヨ土
佐房ヤシケンハシヨノシナリトナリトハヤハ
シヤハシキアリム人かアリトモ往タリトキロ
アルハ判友神ハ非禮トシケタソシバシル起

諸文トシケ少モトゾテヨリ徒ニ牛王の牛王セ枚ヨカセ
三枚ハ惣事モハシ一枚ハ無事モ御今三枚ハ度事
カルヨアシムモトモ焼モ度モアシモトヨリマ
ヒシ義經記義經の時モ事モアシモトシズシモア
シモトモ古事記レバ此後トシテ七枚起請牛王ア用
事モヨミ事モアシモトシ義經記ハ作者知レズ其文脉イ
ナドニニルシ
タルモノナルベシ

一古き被多狀の案文ハ多モ勿宜得ニシテ云謂アリ
ゆ意トハ向方の奏者の意トニシテ奏者ハ宣教中核ハ
トヨトヨトヤトシテ奏者の意トシテ得ニシテ是モアシ

意をもつてよりて古の文言とそくわざをあつて
人のひとりがわざとひきとびととて縛下さうすとをひきと
ひきと

ひきと

傳言ト云吉又宣
緑マ記卷六上云
昨日期參會之處無其儀背本意候即言傳委
細業り云

古ヘハ言傳ト
云シナルニヤ

一 今世當時の世俗の状の文言は我の自身の事よりの事と
似たり。且つ此は身を盡す事無事。止らず
おもて物もえまぬとし。貴人の身の上と思ひやすう事
ある。ゆゑど花色より可仕事有る。云ひ花は對て
あるの詞も年上の詞。アリ。事也。今世上一統。ナハ正ト
かく。おもて詞をも西風ナレバ改メ。道はとハナシも
あく。不思と考フ。アリ。世間の風氣にひらむ
いとちよ

一 京都將軍時代武家の書れの禮ハ弘安禮節と奉行て用
すれど状の止所の詞弘安禮節セ段アリ。一、某頓首誠恐
謹言某ノ本名ニ。某誠恐謹言三、某恐惶謹言四、恐惶
謹言五、恐惶謹言六、謹言七、状件

一 我名利と事弘安禮節の趣ハ一、宦姓名判ハ不書二、宦判宦ヲまで
名高ト判三、名字名案と表くる也。四、判左も右もせんじ書く
名案と表くる也。四、判左も右もせんじ書く
真名ト云判シカ
クシ草名ト云セ
文書ノ本文ハ
他筆ニテモ真名
草名ハ必自筆
ミテカクニ草名ハ
署義ニ本式ニハ
真名ヲカク也

後代世ノ風俗

後代世ノ風俗要ノ成りて侈靡之世の人情す。いづれに依て名づけ判よりしてハ

一 各家と書て、生下は判と夫の古事記へし弘安公の
書くよとすと曰ひて判の上は公と書てあると判と切れておきとせし
後ろとあけ、判夫と判と夫、古事記へと書ておきとせし
りれども、わたくしとすと見て、公と判の傳とおきとせし
おきとせしとすと見て、書くよと書くよとおもと判の上は公と書よ、ふ及
おきとせしとすと見て、おもと書くよと書くよとおもと
おきとせしとすと見て、おもと書くよと書くよとおもと
おきとせしとすと見て、おもと書くよと書くよとおもと

一 有りと見て、おもと書くよと書くよとおもと
おもと書くよと書くよとおもと書くよとおもと

一 武家書れの法式ハ弘安礼節と申ゆて弘安禮節ハ公家
式法として宦位の高昇にあつて定められ、武家書れの
まゝ用いゆるも、おもと准じておもと也。武家書れ弘安
礼節ハ、うぬとお説ぎり事より用ひて准じて用ひて
弘安礼節と稱す。されば、美れの在實をうつせし

一 公家書れハ、公家書れを名す者とあどひて、書くよと書くよと

判と夫の名すとかく代とす。判ハ、名すとあるとて化る
總と名すとかく、書くよとて判と夫の書くよとせし
とすとて、名すとかく、書くよとせし。判と夫の書くよと
せしとて、書くよとせし。判と夫の書くよとせし。判と夫の
書くよとせし。書くよとせし。書くよとせし。書くよと
せし。書くよとせし。書くよとせし。書くよとせし。書くよと
せし。書くよとせし。伊勢物語ふうとすとて、書くよとせし。

主と云はるゝもととくの詞也

官職難ハタキ云

惣別判ヲ草

名ト申ナリ名

來ニ二字ヲ明

三テ草シタル物

ナリ仍草名ト

申ガ本ナリ

一 真名草名アマナ吉部秘訓抄キヤベヒヅシ云報牒ヒョウドク可加草名アマナ近代
真名也又云吉書署事中少辨次第ミテ云内案シナケ加真名アマナ正
文ムカシ加草名アマナと見ル報牒ヒョウドク返事也古書ムカシ禁中ムツウ正月吉日ヒツヨク
諸國スヂノクニ鑑カタマリと終ル不動倉ムツウノクニ益ヨハシと云ル奏
ウツモウタシ文ムカシ之ノ父チ連名ツネミと書ルと署シム小字コトノハシ真名アマナと名ナメを申ムま
名ナメ判ハセとまム也内案シナケハ内ナカニの案文シナケ正文ムカシ本紙ムカシの事モノを表シマハシし
出ス矣ハシマハシナリマツヤツシ草字カタハシカク

一二字ヲ奉ルトシテ又名簿アマナブとシテ古シ著シ集シ刑
部ムツウ義ヨシ生ル六條修ムツウ理リ大ス頭タケ脳スニ二字ヲ美シてシテモリ事
行ス十訓抄ジンクンソウ民部ムツウ文ムカシ範ハタケが假マサニ借マサニ而シテニ字ヲとシテかカて
きル事モノ江エダ扶スニ二字ヲとシテすルとシテあリ事モノ

我名堂の二字の喜せハシマハシ人ヒト行ハシマハシをシテ漏ハシマハシす
キシテ漏ハシマハシよシ人ヒト行ハシマハシ一ヒト不ハシマハシはシテ漏ハシマハシす
キシテ漏ハシマハシよシ密嚴上人行狀記ミツゴン行狀記エイザイ云六條判官源爲義二字ヲ
敬サム上人ヒト狀シテ云

爲義ハシマハシ

是二字

保廷五年己未六月十日

正六位廷尉源朝臣爲義

右ノ文本朝俚諺ハタキ引ケリ

名簿アマナブとシテ右ノ二字の喜ハシマハシ書シテ付フタリ後三年金錢物語キンセンモノガタク
家衡カハラ納ハシマハシ千任チタクとシテの五ゴの上ウもシてハシマハシとシテもシて
おシよシすル心ハシマハシのハシマハシ正ハシマハシ家ハシマハシとシテうシらハシマハシすル
名簿アマナブとシテ故ハシマハシ將軍ハシマハシとシテのハシマハシもシ力ハシマハシてハシマハシ

乞はれをうちひきうちを、玉篇よりすくもすくとすゞて人乃
あらかうなうてうこふけのまゝにひるめり
あゝたゞとありて記へり

一 肩書下書トシテアリ玉章秘傳抄云肩書下書之事
肩よ面字よ書フ貴教事之下書ハ進上謹上ノ下書セキ
貞丈云肩書トシテアリ肩居所ヲ細字ニ書リ云是貴人セミンの
禮也下書トハ進上謹上ノ下ニ官名ヲ書シ云進上ハ上革謹上等
輩用之肩書下書如左

二條殿 トニ御中 たゞハめいニ際ハ店舗の名也めい御
進上 何官殿 進上ハ謹上ヨリ上リセメハ進上謹上
謹上 何官殿 リヨウノノの官名と表くと申すふ

一 我近書のるとゆ報テ也報半を報カドモ御幸矣我

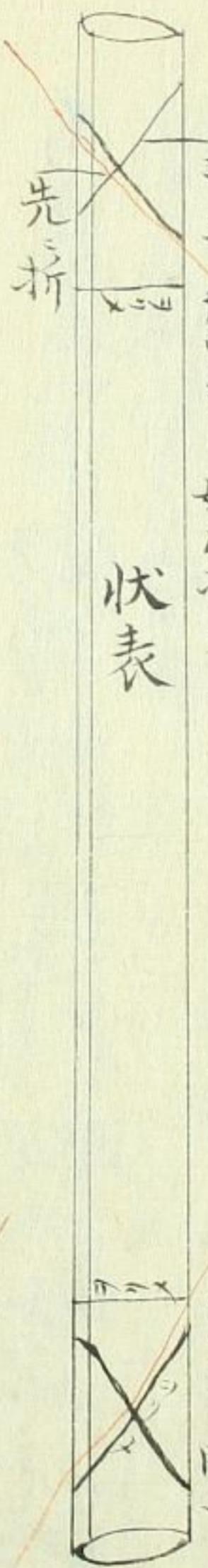
事小西ノ字多才ノ字使ハハシドクガモ黄毛玉皿用承
きテかくすれど改テハ乃也芳よりて世ニ統ニ
あリシハ一改アリト初モ其毛色玉皿用承カドモ之を改
れルタムカナリシモ

一 或人問テ云聲引出ぬるにて身ノ力のうじにて身済

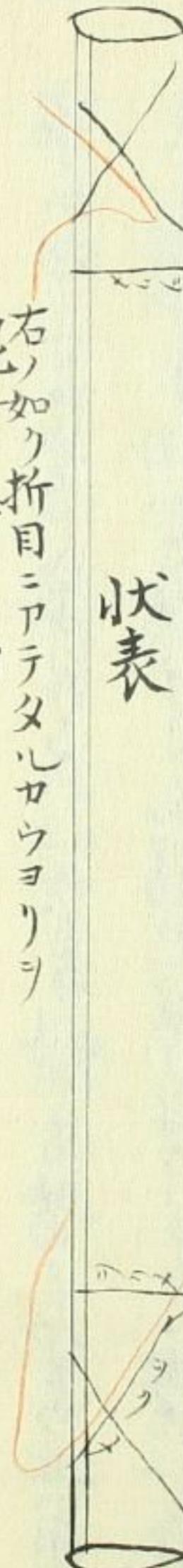
済財生來紙の次第ほ幼アラズ音テ云古法せ
シムキシカノ刀のうじラム月費ナリラムカの具モ
別々度モシテムシカノ経年多の間モシテ月
済ヨホシタリ可カアレトカヌモカアレトモアーラの
異度モカアレハ無モナリカアレムヨハ常アリ

ちのる経文をもすと筆と墨を別々に運ぶ
書記はふ及く古代ハ刀劍のうちと目ゆて
遂テソムハサシニ古代ハ筆大やうて有る世乃
如ク筆事ニヨリよだら入リヤマサシムシハ刀乃
筆奥の目源書極の古法ハサシム

一 捨文堅状の上巻カケ紙と云
次折カウヨリ如此折メニアツル



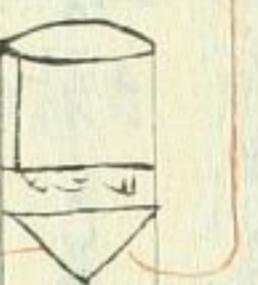
状表



状表

右ノ如ク折目ニアテタルカウヨリヲ
如此折テ折目ノ内ニシクナリ

上下シ折
本文ノ如クニ
テバ上下左へ



状表

右ノ如ク折目ノ間ニカウヨリヲハサミテタニテ
カウヨリシ状ノ表ノ方ニテムスジニスルサテ余リヨガルニ

斗和折サテ
右ヘ折ル又古
傳一説アリ上ハ左ヘ折
下ハ右ヘ折ル何レモ
初ニ折ルトキノフアリ

一 右筆の事(一各明衡往来)

右筆の事書沙消恩云右口と送大内有石可奈
仍右筆非應追テ可注申はヨリスナリイ後の素
難太平記メ今年中とあるとあわゆ中風テウブ等の
時メ右筆ナケ思ひかのすよ多モ也ア君ちより多モの
証通比直アラヒ右筆書は右筆と云ハヌ

お書く事と云ふ事よりはてまことよりす右筆と
右の右よしと左よしと左筆とすもと其美はの事と
祐筆と云祐筆とすが非也右筆とすと云ふと之又
按東鑑云治承四年六月廿二日康清帰洛あがき武衛遣シ
委細御書シ被成仰康信之功シ大和判官代邦道石築ス
被加御書シ御判シ又同六年五月十一日伏見冠者藤原
廣綱始参武衛シ是右筆也トアリ此か不とて左筆也
え

一 安堵アシドと云ハノアシドる行アシドと左の付生地不の右行方アシド
行アシドと田昌義明義臣義歩と限アシドと記アシドる事也

安、益、堵、ハ、墳、也、生、人の、急、行、事、の、左、行、方、也、何、事、也、と、
あ、死、て、る、如、く、陽、と、記、る、左、安、堵、と、云、也、傍、傳、也、の、底、は、
キ、事、と、安、堵、一、こ、も、右、の、安、堵、の、説、文、を、語、り、其、
不、よ、居、住、と、き、房、の、底、つ、こ、も、如、く、也、様、樂、の、神、小、と、
云、溢、は、相、違、い、き、る、自、學、の、状、安、堵、よ、有、り、と、云、
ち、候、せ、ま、左、下、と、云、多、少、の、如、も、右、の、安、堵、の、説、文、を、左、
候、う、も、と、云、が、

一 下馬札の始詳アシドと東鑑卷三十四云仁治二年辛丑十月廿九日壬子ノ余ニ
未刻若宮大路オホダシモ下馬橋邊驛動シ同卷三十七寛元四
立月廿四日鎌倉中民不靜資財雜具運隱東西云々已被
宸筆ナリ

常陸玉小幡崇
福寺下馬札
後醍醐帝ノ
宸筆ナリ

固辻ニシ洪谷一族等左親衛令敬言固中下馬橋○
同卷三十八宝治元年丁未六月廿日丙戌ノ条到若宮大路中下馬橋云
右下馬橋と云ハナシアリテ下るシモシの如きトテシ
シヨリタリレトチニシヤウルをめ何シジトスレキシハ
退丸下乗の卒都婆トバ俊アリシテシテスケムニル
ナシマシテ古事記云昔為ム家師引被羽八海
ケルニ退丸下乗ノ卒都婆トバ鉛イカ、書タルトシタリ
ケレハ金輪聖王天長地久御願圓滿トコソ書タレト
答ケレ云横川後法橋顯意阿蘭梨ノ答也はモシテ云
退丸下乗の卒都婆トバハト書内キハ退丸ヨリモ

山の脚ニシテ退丸の同号の卒都婆也退丸と見モシル人ニ退
ケリトヘキ山の下かニシテハダムモ興車より下ル自号の卒都婆也
は馬ノ主の喜多代お西域記と引て天竺靈鷲山ノト称也耳
説法の時は卒都婆トバトニシテ也

正されど一トヒ退丸下乗の卒都婆はモトシテモヒテシタ
シモシシテモヒモシテモシテ詳シシテモヒモシテ禁裏の
御つかよ下馬れちモシテモヒモシテ五丈四尺下馬れの事ニ
シモシテモヒモシテ禁裏の事ニト馬れの事ニト似シシテモヒ
シモシテモヒモシテモヒモシテモヒモシテモヒモシテモ
モシテモシテモヒモシテモヒモシテモヒモシテモヒモシテモ

一 世より用ひる書狀の文書芳の詞と並て、ハニ世の風
令とす。禮の所より、ゆきもひまきて、厚ちる。書寫の
初とあやて考へる、年よりたちへるより多く、さうす
せうとまくらぬるも、ひりせ、禮より多く、ひし。是を
文行ひ人ふるを、ひづり、年より事也。學之のあくも
あどりうそ、ひづり、世より書うちひつ。我もすみ
考れハ、世上一統のあづりにほづべつらざか漢風ヲ
用ひ、ひとのありぬるを、又進上あらの名を、漢文
字よけりとしむげ方とて、荀子用ひ、世よついぢや
する文字と用ひし、鮑と鰐魚と、鷄と呉魚と、夷

鰐筋と松魚肺と、夷鷄と明肺と、夷の麁豆絶し漢文の
文字よ達うとも、け方の人よ、あじて、ひづりよし
印下文ハ、漢倉紙よ、唐車紙也。郭記也

一一
一 公事文と云ハ、公方事の用事の状と云。公事と云ふ事も、
印下府諱論の源流と云ふ事也。印下府諱論の事も、
勘合とハ將軍家うち琉球を襲撃大唐此三ヶ國一印内
書の内朱字と、あらわるもと、あらわし、いわゆる、
あらわす事も、假て、と、矢助雜記と見、常ノ御内書、朱
琉球高麗玉大唐等御内書リ被遣、
外玉ナルニヘ各別、朱印ノ被押也。

一 狀と対するに、糊と付、事古くを方じたり。清が納言

グ松葉紙、云々アリ思ふ人の文えぞくく、之
ノキタクシム糊、官女の表一書よアヘマレシ、一墜封
依カミ、官女の表一書よアヘマレシ、一墜封

一
押紙掛紙の古書よ押紙と、ハ紙を切て何れ
先て、書ふ糊カモテと、はて、正くと、押紙と、書
收カモテとも文をもじり、色カモテと、別の紙カモテと、し
包紙也表卷カモテ也

一
裏書の事、古書小裏書と云事カモテ古書ハ多ニ紙、
卷カモテ表の本文よ漏ミセ、カガヘモノ基カガヘモノ也、
卷カモテの裏の方に書くカモテ。

一
轉奏書カモテとハ披露狀の事カモテ、鎌倉年中行事、云武衛
吉良殿カモテ扇谷封當所也轉奏書カモテ、ナシテ、轉の字
傳カモテの字カモテ。

一
印内書カモテ印教書カモテあると記カモテたまカモテ考カモテ左記カモテ
印内書カモテ書カモテに公方様カモテもの印書カモテ印教書カモテ
ラふらかカモテ、京と云カモテハ印判の印教書カモテ印書カモテの印教書カモテ
印教書カモテと、云カモテ印判の印教書カモテと云カモテハ年号月日印譯イカナ
印刻カモテて、云カモテと云カモテ印書カモテ印教書カモテと云カモテハ作カモテ文筆カモテより云カモテ孫の
印文言カモテを認管カモテ印書カモテ奉カモテの字カモテを認入カモテ印カモテ執

臣領ノ御教夫と云バ
臣領ヨリノ奉書ニ達如件かと書ヒ御教書ト計シカク、宗祇にて御書
夫ヲ貢テハ御教夫と
云ナリ、臣領ノ御下ヒ御書アリ、臣領从弟奉行より作ヒ文て表出シムハ
奉夫と云ヘキナリ
奉行ヨリ出スサハ奉書ト云也、何ミ誰奉ト是又奉の字也、作ヒ文て表
奉行ノ奉書ト
云ヘキナリ

達如件かと書を仰教書と計らひ、宗また云々相あ
被下は仰書あり、筐以差奉行より作と文て表出シ、
奉書と云也何く誰奉とは又奉の字行り作と文て爰
以も私の文言よ認らヒ仰教書といひて奉表と之
け事あ矣不爲し

國の處へと女の文書紙の事
京都おまの比女の文
うそううくとあそひ、古美古葉あまりえび
いふことあひ、葉をせま云か房みの書紙とあひ、
四葉の葉をせまふの書紙とあひ、
蓋て又武雅あれば、葉をせまふの書紙と

進物類之郭

一七 献の引出物と云ひ初號玉馬ニ於ヨリ方ニ歎ヨリ禮又ハ

緋色四枚よらぬ矢立助ヤクツカガは皆行膝ハギ立助ハギよ刀ヤドやまき士シテ
少シ神ミニとをとどまと云也

一式の引出ハキスと云ハキスの引出ハキスと云ハキスをもあらうとの
ち然ハタチの引出ハキスと云ハキスを畠倅モテタシの處ハシタに意ヒトシの勘定ハケテす女ハタチく三
枚ハマ立助ハギすて引出ハキスと助ハギ助ハギよ通ハシタて二色ハツコと又五色ハナツコを元ハコト
一多色ハヂコと細ハスコと包ハキスむり形ハタチあハタチい傳扇ハシタシとソ職人ハシタシのひらう
扇ハシタシ也ハシタシ傳扇ハシタシと書ハシタシ教ハシタシと云ハシタシ庭訓ハシタシ傳承ハシタシ傳扇ハシタシと云ハシタシ傳扇ハシタシ。
扇名ハシタシ也ハシタシ傳扇ハシタシハ危ハラハラのがざハラハラ助ハギと云ハギ者ハギと云ハギ
亦ハシタシ多色ハヂコ傳扇ハシタシ多色ハヂコセリと云ハギと云ハギ傳扇ハシタシと云ハギ者ハギと云ハギ
包ハキスもこの極ハシタシのねきハシタシと云ハギハウハウ包ハキスと云ハギ包ハキスと云ハギ者ハギと云ハギ

上ハシタシを包ハキスも多ハシタシしかハシタシ包ハキスとハ唐玉ハタチも包ハキスとほハシタシと云ハギ
唐包ハタチはハ板ハタチ字ハタチを文字ハタチと押ハタチ朱ハタチ字ハタチと云ハギと云ハギし
唐包ハタチは換ハシタシされハシタシば等ハシタシ字ハタチを包ハキス直ハシタシてはハシタシすと武魏ハシタシ
字ハタチの旧作ハシタシと云ハギと云ハギと云ハギ和ハシタシ都ハシタシ小打ハシタシもかハシタシりりハシタシ
包ハキス結ハシタシは多ハシタシすと云ハギ是ハシタシ多ハシタシかの傳扇ハシタシ包ハキス一形ハシタシ
一進ハシタシ物ハシタシのハシタシと添ハシタシ事ハシタシアリハシタシとづりハシタシ並ハシタシてハシタシハ左力ハシタシ躍
鞍ハシタシ也ハシタシかハシタシとハシタシをゆハシタシ壓ハシタシ蛇ハシタシと添ハシタシ事ハシタシアリハシタシれハシタシ也ハシタシ
包ハキスと少ハシタシも少ハシタシしハシタシ也ハシタシをゆハシタシ壓ハシタシ蛇ハシタシと添ハシタシ事ハシタシアリハシタシれハシタシ也ハシタシ
萬ハシタシ也ハシタシ左力ハシタシ目添ハシタシかハシタシとハシタシ壓ハシタシ蛇ハシタシと添ハシタシ事ハシタシアリハシタシれハシタシ也ハシタシ
也ハシタシだらハシタシ也ハシタシ我ハシタシは傳ハシタシもる壓ハシタシ蛇ハシタシの包ハキスハ京都ハシタシ多ハシタシ多ハシタシの

唐て人大手流の式三瓶の内に引ての後よりのふらりし
堆の包装也今當世をあふべの、炮と海軍備用、萬
衣ふと世のかうりにてしきもじの、のりのとを
あひのなみよかの大手流の引ての包装と備用也
古ふをゆの、あづび海事古事記をみておし

美物をとて田沼よまハ美ね、魚鳥の事也

一をぬと紙よ立てて水引を縫ひ、もとおと、詰まふのみ
をきわへて、もとおと、左端の方ハ
右よあらねよ縫へし武雅作よますを

一紙よ立てをゆよ上美シテ、包装の事おハ美れの御み

あうと包装のゆ委り包装計よます

一をゆよ荒アラモトねとすりやく、武様者とすけ、者、葱燒アスツヤシ
おはぐき、也、鰯アラシ、魚、と、生リ、と、行ハシ、也と云也
まれるく、云様者、次第本式も様、折十合又十五合
而様十合又十五合、又、荒アラシ、と、行ハシ、一、絆ハシ、也、或、白
金一絆ハシ、又、十、合、貝、抱、一、絆ハシ、也、又、云、やわら様
有也又、行ハシ、也と云、美物、一、絆ハシ、也、謂、之、也

一荒アラ巻モモキと云、ハ贊卷の事也

一其、よ、裏、を、ゆ、よ、も、た、篠、の、裏、と、か、り、ゆ、よ、も、也、さ
さ、み、裏、と、云、ハ、贊、卷、の、事、也

返すを第アリ

西のう財物のうひもよ藤のもと用ひ前也松飲食乃
御入食し

一毛ぬいとく初のともあき事と、さるもとしもね
あらどとも常もも些ひてし者とて、もくうきハナは
送るぬめこもと一とき火燒ヒトツノヤとよゆくうそと
ちよゆくう香の物三切ミツカツとしよゆくも別カウの者才望と云ふ
似たり矢と人よきと四筋六筋と忌もア四筋よけう
六ハ毎よけうせとハ的よ一つもあつて、と云え彼の絃
切符の矢と弓と切ると云々男の絃サルケよ忌も也、婚禮の
絃サルケよ様色のうよ喜びなど様はのうねばぐうとあし乃

鞠は手とすうもかへばす生産と云ふ秋ニモアリ
猿と同じとあると云ふれどももあやまぎの
絃は火拂のうきうすとておのま体マタタクよわおのまは體マタタク
あを毛もあき衣裳イフウとあすが右行草も田代タダよアリ
一魚類の毛ぬい海ウニのあらの海ウニを海魚、脇の方と人ふ
向川裏、背セイノ方と人ふ、基シキふけもと云渡り、物を
四足シシテふを毛ぬいし行魚も一ツの時ハシメと見人の左へ、
脇の方とひが一方向二つの財ハ猿と命の合せラツの財ハ因
面マツコも一ツの財ハシメとあつても、海川の差別、
ちよき事あると、候多まく、海川のすき野草シキヨクサ、草多は候多
富野屋のれい、海川の差別せんと差別事シキヨクサ事也

一馬代の文書れ大方云其別者ハ馬代を足りと一乱は
書定の文今も國ふすてる足の文方も在し也云三丸と
應仁年中の大亂と云其も東山殿西代應仁の札以あを
馬代と仰せしむ足をきりもれ以後ハニモセよふくも逸
是ハ私その文を下へ殿中へ馬代を上へ引つと見
見えど私ともお節生るの文令する付くる代用ひ成
西し周縁より代表より兼れの部ふ記を見合し
今時御臺と黄金一枚銀二枚をとも包紙を
彦の重とてもうなてまづとハ別ふ包てきしも有
古ハ体基とさるふし要御行足とてを有きてきしも有

殿中とてを有ると應仁間年、ありて也其事と云お後世
あゆみあゆ也まきのひりた判小判小粒とせまく

一束ドジス又内玉マコロおと折小立てとをじまと四絆ヨリふくらう

おと、梅の木に枝をわざとまよおせまわし入るわの御筆と
曰し大小長短廣狹ハ無体でお直し化す也

一進物の小袖スモニキの文小袖スモニキの部カタかうりを

少神袖スモニキと云ふ事と云也と云小袖スモニキの下と
少神袖スモニキと云ふ事と云也と云小袖スモニキの下と
片カタき女の事カタニカタ、男オトコの事オトコに云
仕事カタニカタ女房メイバウ事カタニカタ、女房メイバウ事カタニカタ
降ヨリミタリ

卷之四

卷之四

一馬の弓矢をりて、弓をあよどるふへらはまも也。矢とて必
獲ふをす。弓矢計の時も獲ふをす。し日源の矢が卖れの事。
記と

一筋とをゆふもま、桶か入くもまも一桶と云ハセ一筋也。桶、
桶の本代ヨリゲぬせうといふせうせどぢめハ種方言にて。後
主をうの末代ハテと堅極ウテ。筋オツカヒト夷シし。言及
我方言にて。後主也。

一馬と云上又ハノ尔。號す小鞍置。云。裸馬と做ても多と引
金大字底云。印馬進。スルニ。鞍並馬一足。公。你と云也。福倉年中行事。正月廿日。小云印馬一足。印馬置。又
カ馬一足引副ト号。

引添て一足ハ裸馬也。又云書。云。五月吉日泰山。小云印松庵の
印馬。印鞍並出。因引副合テ。足云。原平盛襄記卷十四
三位入道。入寺ノ条。小云。隨て。松庵。云。ひづり。小槽毛。と。小貝鞍。等
毫山と云馬。小具。ト。馬糸威。の。襤甲。皆具。随て。け。足。云。此
毫山。引添也。是。北朝政の。家臣。治。毫山。襤甲口。と。者。小平。家盛。の。序。に
毫山。引添也。是。北朝政の。家臣。治。毫山。襤甲口。と。者。小平。家盛。の。序。に
毫山。引添也。是。北朝政の。家臣。治。毫山。襤甲口。と。者。小平。家盛。の。序。に
小厚絹。二両。小袖。十重。長檣。か。入く。傍に。並其。が。其。が。宿所。一
十三足の馬。と。送ル。生中。に。足。ハ。鞍。と。並。十一足。裸馬也。云
提。馬。便。ノ。進。物。ナリ。十一足。ハ

し、

一
纏頭

と云。ナリ。云。未。小アラス。アリ。纏頭。か。て。アラ。に。は

夫とくもせ是ハ下等の者ノ衣装也。事邊衣服と之者ノ所不同にてつんすくも縫合る。夫也衣装小形者少くぬり付く多き引出物の多と縫合と。是ゆも上等の者少く等半身も縫合とハシメず下等の者少くも。

一物一種あるを目録と定めよりまれの部小記ス

一腰差コシサシとソシタ古書たゞて是が巻緒とよしわ縫うま。原氏ハラシの草原ハラハのへりふはあらき一そま。うの巻上小上連縫のろくふじ大密タマキヤウふかすとてうてち。細流白シロヒタよハニトニ女のアメ装練アメツヅ非參淺の四位まうちきえうちをもが。絶句海カタマリ。

二腰差コシサシ底上人シヤウジト小走シテナカタ余情足シテナカタ腰差足緒也。卷あらり縫ふます也。清少納言緒シテナカタ腰差足緒也。卷あるにあら山化シテナカタやばきシテナカタきぬシテナカタあひどうせとえよ。されど兵範シテナカタけり。とくにありておもいへうようとえす。記仁平二年。

土月十五日己卯左經記云寛仁元年十一月ノ条廿八日壬戌或入夜。御座令申大臣宣旨給之後有率出物將殿令申御殿給一條殿度賀於所。中此間隨身賜腰差シテナカタ府生。御書始可。尚侍殿之由云云。畧小舍人於便所勸益之番長二人元直シテナカタ亮シテナカタ行。廬官令給後腰投緒。投の字シテナカタ。

一太刀と馬と金上を事。東邊每年四月の塙シタウジ毎日

東鑑云文治三年正月十二日二品若君御行始也。入御千八田右衛門尉知家南御門宅一千葉小太郎

役御釦タツ知家獻御馬御釦等又云文治四年正月上行タツ奉獻タツ飯相副馬足二口品出御

南殿ミナミ總州自持參銀タツ此賴朝御タツ代也

燒飯ヤシマ及タタキ人左力馬皆荷膝カニ木至上的事タツ事タツにアラス
ナガレテ諸食タツ代タツもね首タツもりらばし事タツもタツし又

武家タツのタツ事タツもタツあタツす公家タツもタツ事タツ増タツ燒タツ也タツ又文承
九月タツ之タツ年タツかタツ月タツのタツ左タツのタツ也タツ並タツ示タツ乃日神山タツ二院タツ院タツ
大宮院タツ也タツ世タツ小タツ事タツきタツとタツはくタツもタツあタツよタツこタツよ
多タツとタツ螺タツ細タツのタツ巻タツうち安タツめられぬタツよタツのタツどタツもタツ院タツゆ
小タツ小タツ事タツ皆タツ夜タツのタツ立タツ小タツ白タツ立タツ足タツとタツあタツや
鮑タツ綾タツかタツ二階タツづタツうれタツをタツ双タツ紙タツ卷タツ也タツ世タツとタツ望タツ
見タツ紀タツたタツのタツ石タツもタツ

一 紅白水引タツ色タツとタツ絹タツあタツのタツ色タツ左タツ右タツ室タツ御タツ物タツ

絹タツ手タツ前タツ小タツ白タツ左タツふタツしタツとタツ右タツ手タツしタツ白タツハタツ手タツ也タツ
左タツハタツ陽タツてタツ貴タツき方タツ也タツハタツ白タツとタツ左タツふタツしタツてタツ

一 水引タツ訓事妙槐記寛元二年正月十日女叙位し
返給タツ後以紙捲タツ破勘文礼紙奥被捲タツ後見タツ云云水引タツ云
紙捲タツ小糊水タツ付タツ二タツ一タツ下タツ左タツ多タツ引タツの紙捲タツとタツ薑
ノタツ水タツ引タツ也タツ

一 進物鮭タツ限タツ一尺タツとタツ鰯タツ鮭タツ一尺タツ一隻タツ一隻タツ也タツ
也タツ延喜主計寮式云鮭二十隻内子鮭一隻見タツ
隻タツと尺同音也タツ俗小隻タツの字尺小用タツ也タツ一隻タツ
物數一タツの事タツ鮭タツ陽タツ也タツ也タツ其タツの書タツ鮭タツ也タツ

尺と記せよ又、うなぎ鰐鮎鰐引等と一隻と認る
されど一隻の字を用ひれば俗ふ事一と云ひ、尺の字を
中古より用ひる。

一 折紙事也注文酒の鉛と考文文明日記十三年云
所之紙を考顧念を正折紙は匂筆西折之合六箱
雉五枚生成一折鰐三枚一伍搖立荷二つあま以上云々^{立云}
千鰐進物之又古录より行レ事也又千鰐英
又承元十五年四月十三日中納言四條前越前息女西向一百足折一荷兩種千鰐立干今
庫殿御進上干鱗折鰐一折立云

三郎千鰐五枚小豆子又長享二年八朔立千鰐
三左衛三郎立千鰐行スルてをゆふせらる立

第小入しゆうりハ千鰐翁幾翁と可有く行スルと
第小入しゆうり又細川玄旨書れ抄モ進上行スルと
有く千鰐百と見そり

